

## 会 議 録

会議の名称	令和 6 年度第 1 回つくば市景観審議会		
開催日時	令和 6 年(2024 年) 7 月 16 日(火)開会 10 時 閉会 11 時 30 分		
開催場所	つくば市役所 2 階 会議室 202		
事務局 (担当課)	都市計画部都市計画課		
出席者	委員	横張真、野中勝利、山本早里、上野弥智代、藤間明美	
	事務局	都市計画部 大里部長、根本次長 都市計画課 中山課長、殿岡課長補佐、海老澤係長、 溝口主査、鹿島主事	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0 名
非公開の場合はその理由			
議題	諮問事項 ① つくば市屋外広告物条例第 12 条第 1 項に基づく許可について (イーアスつくばにおける屋外広告物の設置) 報告事項 ① 景観法に基づく景観協定の認可について ② 令和 5 年度実績報告について		
会議録署名人	山本委員、上野委員	確定年月日	令和 6 年 (2024 年) 9 月 2 日
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 4 閉会		
3 議事	諮問事項① つくば市屋外広告物条例第 12 条第 1 項に基づく許可について (イーアスつくばにおける屋外広告物の設置) (i) 事務局説明 配布資料に基づき説明 (ii) 質疑応答		

## 様式第1号

○会長

ご説明がございました諮問事項イーアスつくばの広告につきまして、まずはご質問やご意見等をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

これが前例となって、次の申請の際に箱文字ではなくて良いという流れにはならないようお願いしたいと思います。

○委員

質問ですが、下地の鉄骨が対応できないから箱文字にできないとのことですが、この下地部分はどちらの所有物でしょうか。

○事務局

鉄骨下地の所有者は確認しておりません。

○委員

わかりました。下地を対応すれば箱文字にできるということですので、箱文字にできないことがやむを得ない理由をもう少しはっきりしていただいた方が、今後のためになるのかと思いました。

○事務局

下地がないというのは理由の中の一つでありまして、施工業者様と申請者様の複数の理由があります。安全性の優先や意匠権等の複合的な要因で難しいという判断をしております。

○委員

この下地に取り付けられないっていうのが第一にあって、下地で対応できないのであればロゴを少し変更したらいいが、ロゴの変更は知的財産権の関係でできないというような、三つの理由の第一には施工上のことを言っておられるかと思いますが、そこははっきりしていただいた方がよろしいかと思いました。

○事務局

事業者には施工できない理由を確認して参ります。

○委員

箱文字が望ましいとなった経緯を確認する必要があると思います。景観上望ましいからという理由だったと思いますが、それが箱文字でなくても仕方がないとなるのは、箱文字にしようとした理由がおろそかになっていないでしょうか。

○事務局

イーアスつくばがオープンした時には箱文字がほとんどを占めていて、次第に箱文字でないものが、後から増えていった現状があります。ある程度箱文字が存在しているので、ここ二、三年は、景観審議会の中で、やはり統一した方が見た目は良いということで再確認をしております。箱文字が望ましいというのがいつから始まったのかまでは、確認することができませんでした。イーアスがオープンした当初からだんだん箱文字ではない看板が増えてきてしまっていて、今は箱文字とそうでないものが混在してしまっている状況があまり望ましくはないという意見を一貫して市からは伝えていますが、事業者を受け入れていただけていないというのが現状です。例えば背景色で縁取りして鉄骨下地につける等、アイデアを出しましたが、できないと言われている状況です。

○委員

以前、箱文字でないものの申請があった際に、もっと反対すればよかったと思います。今のお話ですと、箱文字ではないもので統一したら良いという流れになりそうですが、箱文字の方が美しいということで、全体を箱文字にしてくださいという話になっていたはずです。箱文字でないものが一つあることによって、ほかの看板も箱文字でなくても良いという流れを非常に危惧します。

○会長

私も申請者及び施工業者の箱文字にできない理由は、いずれも理由になっていないと思います。例えば施工業者からの理由に関しては、今存在している鉄骨に直接設置できないならば、壁面と同じ色調の板を鉄骨に取り付けてその板に箱文字をつけるというような施工方法をとれば、できない理由は全て解決するはずですが。それから、線の細いところにLED照明組み込みができないことはありえないです。申請者からの理由に関しても、意匠登録しているから変えら

れないとありますが、例えば他地域では彩度・明度を非常に落とした店舗が  
出店しているケースがあります。それから、安全第一ということに関しても、箱  
文字で安全性を担保することは、技術的には十分にできるでしょう。以上によ  
り、ここに挙げた理由はどれも理由になっていないかと思えます。ただ、委員  
もおっしゃったように、既に箱文字でないものを許可してしまっている例があ  
るので、事業者としては、前例があるから他の看板も良いと考えているのでは  
ないでしょうか。

そのため、審議会として、この理由で箱文字にできなくて仕方ないと認める  
ことはできませんが、これ以上申請に時間をかけられないのであれば、今回は  
認めたとしても、市として今後同じようなことが起きないように措置をもう少  
し強力に考えるということが必要かと思えます。

最近では背景色や形状と一体となって、企業のロゴを作るというケースが増え  
ていると思えます。背景をつける代わりに、彩度・明度に関して非常に強力的な  
規制をかけることによって、他の自治体では出せる看板も、つくば市では出せ  
ないというような措置をしていくことも検討して良いのではないかと思うので  
す。それがつくば市のブランディングに繋がると私は思います。景観に対して  
強力的なコントロールをしようとしている自治体であるということが、移住して  
くる方にとっての魅力になるという時代ですので、まちのブランディングとい  
うことと考えれば、他の自治体では出せる看板もつくば市では出せないとい  
う措置を講じることはあってしかるべきではないかと感じます。

他に皆様方何かご意見ございませんでしょうか。特にご意見ございませんよ  
うでしたら、本件は諮問事項でございますので、採決を必要とするわけでござ  
いますけれども、各委員から指摘がございましたご意見を付帯事項として付け、  
今回は認めるが、こうしたことが二度と起きないようにという意見を付けて、  
条件つきで認めるという形はいかがでしょうか。或いは、今回は不可として、  
再度検討を求める方法もあるかと思えますけど、いかがでしょうか。

○委員

## 様式第 1 号

付帯事項をつけたとしても、結局このままで看板を出してしまうと、見た目のメッセージとしてはこれで良いと捉えられてしまう気がします。背景色を変えるという付帯意見を付けるのであれば、原案のままでは通らないというメッセージになるので良いと思いますが、今後はという話だと、言っていないことと同じになってしまうのではないかと危惧されます。

Loft と H&M の両側の色を文字のぎりぎりのところまで切ってしまうとはどうかと思いました。事業者と市でそういった話がありましたか。

○事務局

そういった話が出ていませんので、今回ご審議いただいた結果として、この余白部分について指導として入れることは可能かと思います。

○会長

H&M に関しても同様でしょうか。

○事務局

Loft も H&M も、同じサイズで申請があります。こちらについて、もう少し横幅を小さくするという指導することは可能です。

○会長

横幅を文字サイズのところまで小さくすると、縦の長さとおおよそ同じ程度まで縮めることができるのではないのでしょうか。

○委員

H&M に関しては下地が壁面の色に近く、文字が H&M だけなので、箱文字に近くなりますが箱文字とは少し違うと思っています。

○会長

例えば H&M の場合、地板が白で壁面の色に近いです。白い板の上に箱文字を設置した場合にはどうでしょうか。

○委員

その場合もやはり、横幅は文字サイズのところまで小さくすると、箱文字に近く見えるのではないのでしょうか。

○会長

そのような指導をしていただくということは可能ですか。今申し上げた方法であれば、施工業者からの箱文字にできない理由は全てクリアできると思います。Loft に関しても、背景色はある程度今回は仕方ないとしても、横幅は文字サイズのところまで小さくして、黄色い板の上に箱文字を設置するということです。

○委員

背景色を壁面の色に合わせないと、箱文字の見た目に近くなれないと思います。Loft は黄色を必ず使用しなくてははいけないですか。

○事務局

Loft は黄色を使用したい、H&M も白い背景に赤の文字としたいという、申請者側からの希望があります。

○委員

黄色を使用できない際の、白黒のバリエーションを作っていて、黒だけでもできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。白黒のものがあるようでしたらその方が良くて、壁面の色と同じ地板で、箱文字を設置するという方法があるかと思います。黄色しか展開していないということであれば仕方ないと思いますので、面積を非常に小さくするというところをご提案します。

○会長

ありがとうございます。この整理でいかがでしょうか。もう一度確認いたしますと、どちらも地板の上に箱文字を設置する形とすること。さらに地板に関しては、横幅をできる限り小さくして、なるべく余白の部分を少なくすること。さらに地板の色に関しては、H&M はもともと白でございますので、なるべく背景の壁面に合わせた白として、Loft に関しても、できる限り同じ措置をとるが、どうしても黄色でないといけないということであれば、致し方なし。以上のような条件のもとに今回のこの諮問に関しては、基本許可をするという、そうした方針でいかがでしょうか。

○事務局

質問よろしいでしょうか。ユニクロとGUは同じサイズで同じように設置したいという理由でGUがユニクロの下に設置される予定になっておりまして、LoftとH&Mにその指導をした際に、GUはどうかという質問が二次質問として起こり得るかと思っておりますので、GUについての取り扱いについて伺います。

○会長

同じ方針ということになります。

○委員

確認ですが、現状の箱文字はどれになりますか。原則は箱文字ですが、何対何ぐらいの割合で、箱文字でないものになりますか。

○会長

既存のものだと、4枚が箱文字ではないものでしょうか。

○委員

そうすると、今回申請のものも箱文字ではなくなるとすると、7枚になるでしょうか。

○会長

箱文字ではないけれども、今回申請の3枚については、ハイブリッドみたいな形で箱文字に近くしてはどうかということです。

○委員

わかりました。そうするとその付帯意見をつけないと、原則箱文字としているのに、原則ではなくなってしまうということでしょうか。

○会長

そういうことです。

○委員

前例ができてしまうと、これまでの経緯を鑑みず、箱文字でなくても良いとなってしまうと思うので、今おっしゃったような、箱文字でない場合は余白を極力小さくするという事は、これから必ずそうしたほうが良いと思います。

○会長

わかりました。では、今申し上げたような措置を前提として、今回の件に関しては許可ということで、お認めするということよろしいでしょうか。

[異議なし]

○会長

ありがとうございます。では本件に関しましては以上とさせていただきます。なお、今の条件を事業者伝えて、結果としてどうだったか、改めて委員の皆様にお伝えいただければと思います。よろしくお願いします。

報告事項① 景観法に基づく景観協定の認可について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

それでは本件は報告事項でございますが、ご質問・ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

質問です。屋根が1寸5分勾配というのはかなりゆるい片流れ屋根の縛りで、太陽光パネルを屋根にのせることを前提にしたような誘導かと思うのですが、良好な景観の誘導のためなのか疑問です。屋根勾配と片流れにするということ、規定している地域はほかにもあるでしょうか。

○委員

私も屋根について景観上の合理的な理由が思いつかないと感じたところです。一部陸屋根可ということは、勾配をつけなくて高さ10メートルまでの建物もできるということでしょうか。この区域図全体を見ると、必ずしも南向きの区画だけではないので、この制限が隣地の日照権に対して安全ではない敷地もあるように見えます。事業者の考え方がどのようなものか非常に興味があります。

○事務局

今までの協定ですと、屋根の流れ方向を一律に縛る内容の規定はお見受けしないところです。

隣地の日照権の問題ですが、一種低層住居専用地域については、北側斜線制限や日影規制が強めですのである程度は担保されますが、間に通っている市道沿いについては、一種住居地域ですので、日影規制についても比較的緩くなっております。しかし、当該地の南側に川が流れていまして、宅盤自体が北に向かって段々上がっていくような場所になっていますので、屋根が北に向かって上がっていきませんが、日陰に関してはもともとの地盤を考慮して決めているとも感じられるところです。

○委員

今まで屋根の流れ方向を制限するものがなくて、当協定が初めてであれば、これからこういったものを誘導されるような方針なのでしょうか。片流れにして、太陽光パネルをのせるような町並みを誘導されようとしているのでしょうか。

○事務局

こちらは申請者から出てきたものであって、市からこうしたらどうかというアプローチがあって実現したものではありません。片流れ屋根にして太陽光パネルをのせるのは申請者の施工方法の特徴であると考えております。

○委員

申請者のブランドの方針というのを感じておりまして、それが悪いということではないですが、日影の問題は大きいかと思えます。地盤面が傾斜しているとのことで、大きい問題にはならないかと思ったのですが、申請者の太陽光パネルの売りが景観協定の中に盛り込まれているのではないかと少し気になりました。当申請者は、太陽光パネルだけではなく床暖房に関しても、他のメーカーと差別化をされているところなので、そういう意味では独占的な技術を、景観協定の中に盛り込んでいくことを、どう理解していいのかわからないと思って聞いておりました。

○会長

ありがとうございます。

景観協定は、人工物としてのハード面に非常に傾倒している協定で、例えば他の景観協定ですと、景観木を植えるといったものがあるが、それがいいか悪いかは別としましても、もう少し緑化にウエイトを置いているケースが見られます。その中で、ここでは10%だけ緑地を用意しますとあって、その緑地の中身に関しては言及していないというような印象も受けるので、果たしてこれがいいのかどうかは、私にはにわかに判断が付きませんが、他の景観協定と比べると特異な性格を持った協定という印象を受けました。

それから、以前この景観協定の議論をこの場でもさせていただいた時に皆様からのご指摘があったと思うのですが、協定の有効期間が10年間ということですが、とりあえずは10年だけでも原則としてはこれが更新されていくという考え方なのか気になったところがございます。それについては、何か事業者から聞いていらっしゃいますか。ありがちな話として、今回の協定が功を奏して、販売が好調で思った通りの収益が上がってくるならいいけれども、そうではなかった場合に、10年縛りが切れた瞬間に開発が入ってしまうといったような可能性もないとは言えないかと思えます。運営委員会の設置や10年縛りに関して、運営委員会がどういう形でできるのか、継続性があるのかぜひ確認できたらと思った次第です。

#### ○事務局

有効期間の件ですけれども、10年後に自動更新されるような形が今のところ規定されていまして、廃止手続きの場合には過半数の廃止の合意が必要という縛りが規定としてあります。

#### ○会長

景観協定に関しては、昨年度もそうでしたけれども、つくば市では非常に景観協定の協定数が全国的に見ても非常に多いという一方で、内容が薄い協定もかなり見られるのではないかとのご指摘もございました。以前、現地を見ることも含めて、景観協定に関して引き続き考えていきたいと思いますというご意見を

いただいたと思いますので、引き続き、本件に関しましてはこの場で検討をできたらと思います。

報告事項② 令和5年度実績報告について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

ではただいまご説明がございました、令和5年度の実績報告につきまして、またご質問ご意見等お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

質問です。ロードサインの是正指導のところ、気になっていた部分が綺麗になっているのを見て嬉しい気持ちですが、これからも綺麗にしていきたいと思う一方、どこかで除却されると、どこかで新しい是正対象が出てくるといふことがあるのでしょうか。それとも、違反是正対象になるようだから、そもそも設置するのをやめるという意識に繋がっているのでしょうか。是正することにもコストがかかっているのです、是正対象が出てこない方が良く考えまして、質問です。

○事務局

指導した結果、除却して、そのあと無断でまた掲出してしまふケースもありますが、ほとんどの交差点では近隣店舗等案内広告に改修いただいています。業者それぞれに、規定について指導していますから、本来であれば他の違反看板についても覚知するはずですので、自主的に是正が進んで欲しいところです。大手の看板屋さんに関しては別途、違反看板の指導を行っております。

昨年度実施した現況調査の結果で、ロードサインの違反看板については覚知しまして、これから重点是正地域を指定して、指導して少しずつ減らしていこうとしているところです。そのため、私の印象としましては、事業者は指導待ちではないかと思っております。

○委員

ありがとうございます。自ら違反しないようになっていくようなシステムができることを期待します。

○委員

景観の届出が30件ほどありますが、事例として挙がっているものの他に、景観上問題があると考えられるものはなかったということでしょうか。

○事務局

届出を審査している段階で、基準にかかっているのに指導に応じないといった案件は昨年度ではなかったと考えております。

○会長

私から一つ、以前から申し上げていることですが、政治的なポスターが何とかならないかと、非常に感じております。

特に、重点是正地域で他の看板が除却されたところに、ご自身のポスターを掲示しているというケースまで見受けられ、一体何を考えているのかと私などは強く思う次第でございます。特に市街化調整区域内にポスターが多いのではないかという実感がありますが、これが非常に汚らしいと思う次第です。

選挙直前に、選挙に伴って掲示されるポスターについては公職選挙法に基づいているのでしようけれども、日常的に政治的なポスターが掲示されることについては、何とかならないものかと思う次第でございます。

○事務局

政治的なポスターに関しては、こちらでも多く覚知しているところですが、街路樹や道路に掲出されたものについては、こちらで簡易除却ができますので、除却して連絡をするということはしているところです。

その他、個人の宅地に貼られているものに関しては、引き続き選挙管理委員会と協議しながら、進めていければと思っているところです。

○会長

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと存じます。

以 上

# 令和6年度第1回つくば市景観審議会 次第

日時：令和6年(2024年)7月16日(火)午前10時～

場所：つくば市役所本庁舎 2階 会議室202

## 1 開会

## 2 あいさつ

## 3 議事

### (1) 諮問事項

- ① 「6 景観審諮問第1号」 【資料 No. 1】  
つくば市屋外広告物条例第12条第1項に基づく許可について  
(イーアスつくばにおける屋外広告物の設置)

### (2) 報告事項

- ① 景観法に基づく景観協定の認可について 【資料 No. 2】
- ② 令和5年度実績報告について 【資料 No. 3】

## 4 閉会

## 諮問事項①

つくば市屋外広告物条例第 12 条第 1 項に基づく許可について  
(イーアスつくばにおける屋外広告物の設置)

### 1 申請の概要

本申請は、つくば市屋外広告物条例に基づく特例許可を受けているイーアスつくばにおいて、建築物利用広告 4 枚の意匠変更と 1 枚の新規申請、野立広告 2 基の意匠変更について表示等の許可を求めるものです。

### 2 申請者

大和ハウス工業株式会社

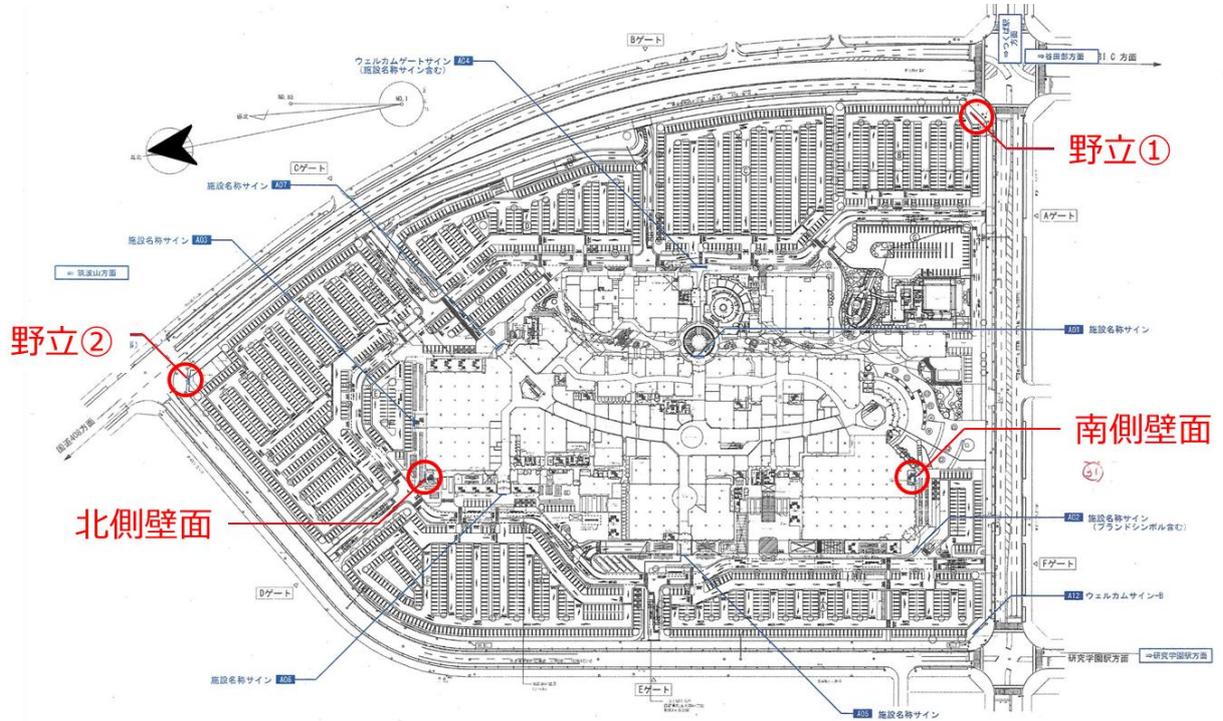
### 3 表示場所



### 4 現許可の内容

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	6	94.87 m <sup>2</sup>
建築物利用広告	44	141.83 m <sup>2</sup>
広告幕	4	36.72 m <sup>2</sup>
合計	<u>54</u>	<u>273.42 m<sup>2</sup></u>

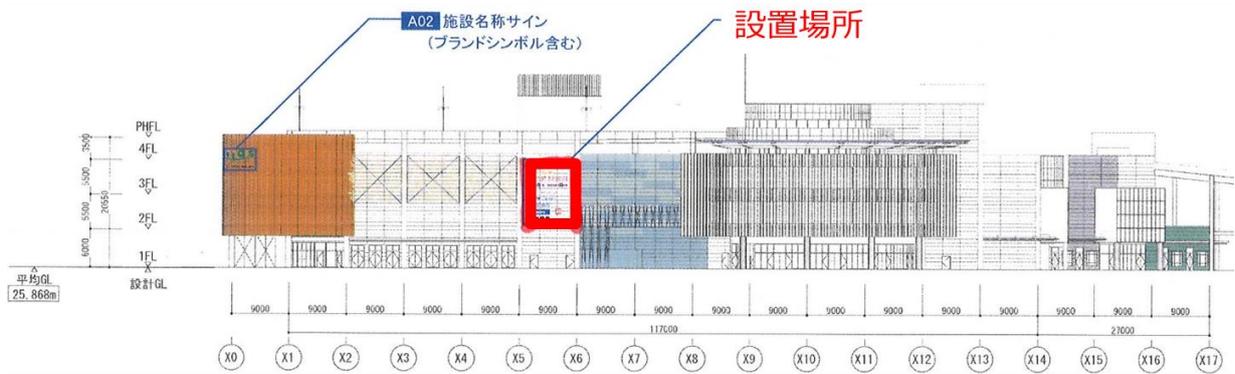
5 申請広告物の配置図



6 申請の内容

(1) 南側壁面 (研究学園駅側)

ア 設置場所



南立面図

イ 現況写真 (点線赤枠内が変更箇所)



ウ 設置イメージ (点線赤枠内が変更箇所)



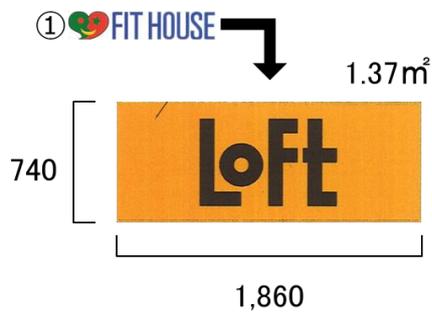
エ 現許可の広告物



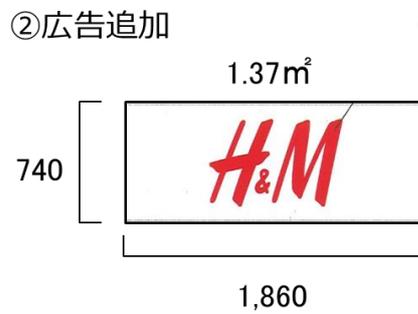
オ 今回申請の広告物

材料：アルミ、塩ビフィルム

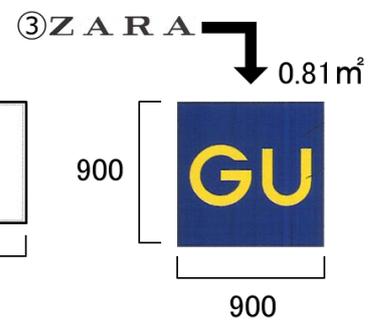
スチール鋼材骨組み、アンカー止め



黄マンセル値：10YR6/10



赤マンセル値：3.4R/3.6/9.8

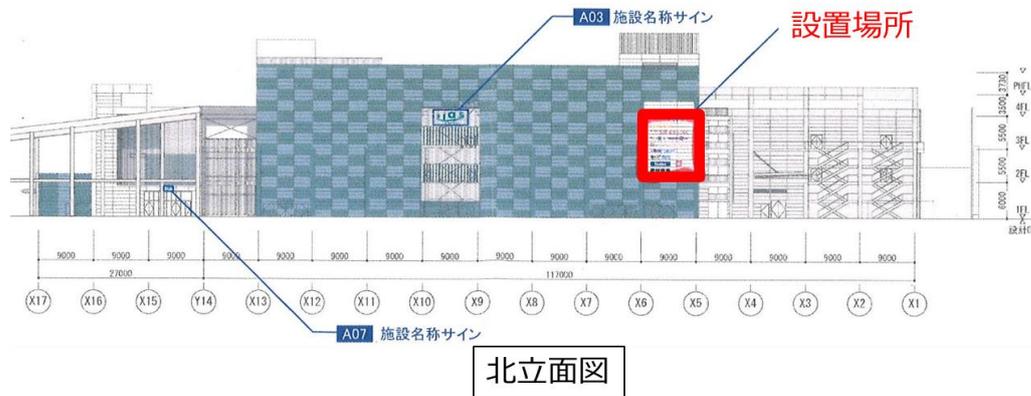


青マンセル値：5PB3/8

黄マンセル値：7.5Y8.5/12

(2) 北側壁面（筑波山側）

ア 設置場所



イ 現況写真（点線赤枠内が変更箇所）



ウ 設置イメージ（点線赤枠内が変更箇所）



エ 現許可の広告物

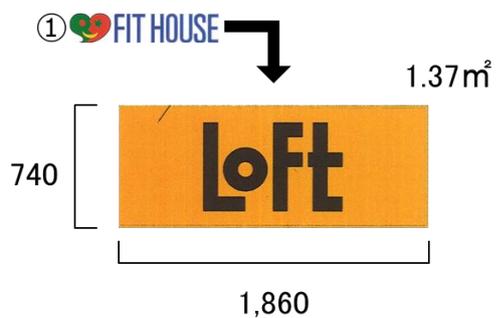


オ 今回申請の広告物

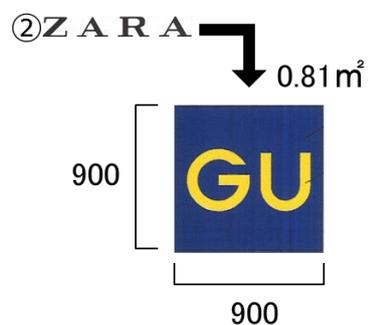
材料：アルミ、塩ビフィルム

スチール鋼材骨組み、アンカー止め

※H&Mは北側には設置しない、LoftとGUは南側と同じもの



黄マンセル値：10YR6/10



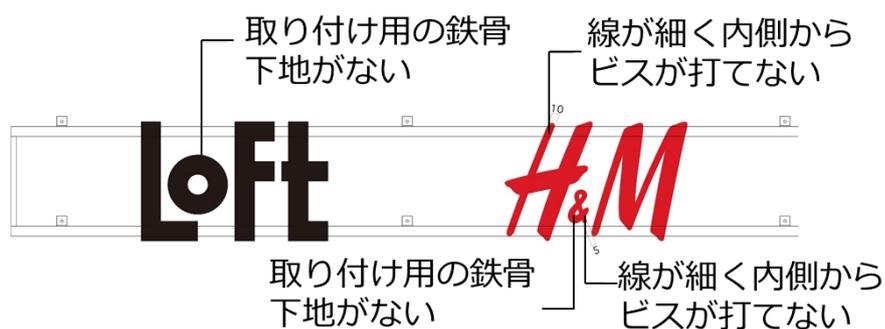
青マンセル値：5PB3/8

黄マンセル値：7.5Y8.5/12

## (3) 建築物利用広告を箱文字にできない理由

## ア 施工業者からの理由

- ・ 土台となる鉄骨下地部分が細く、内側からビスが打てない部分がある
- ・ 文字の一部分に鉄骨下地が存在しない箇所がある
- ・ 文字の線が細いところには LED 照明の組み込みができない



## イ 申請者からの理由

- ・ 設置位置が高く、その下をお客様が通る場所になっているので、制作、施工をするうえで安全面を第一に考えたい
- ・ 意匠権、商標登録上ロゴを改造することができないため、ロゴの比率や形を変更させて表示させられない
- ・ 背景色もロゴとしているため、文字だけの施工はロゴの改造にあたるためできない

(4) 野立広告①

ア 現況写真 (点線赤枠内が変更箇所)

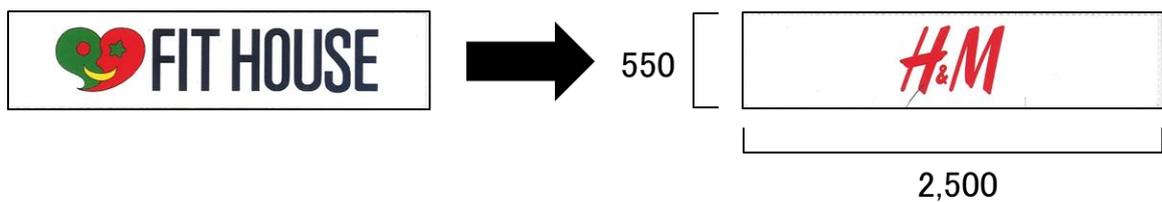


イ 変更後イメージ (点線赤枠内が変更箇所)



ウ 意匠図

野立広告全体面積：34.5 m<sup>2</sup> (面積変更なし)



赤マンセル値：3.4R/3.6/9.8

(5) 野立広告②

ア 現況写真 (点線赤枠内が変更箇所)

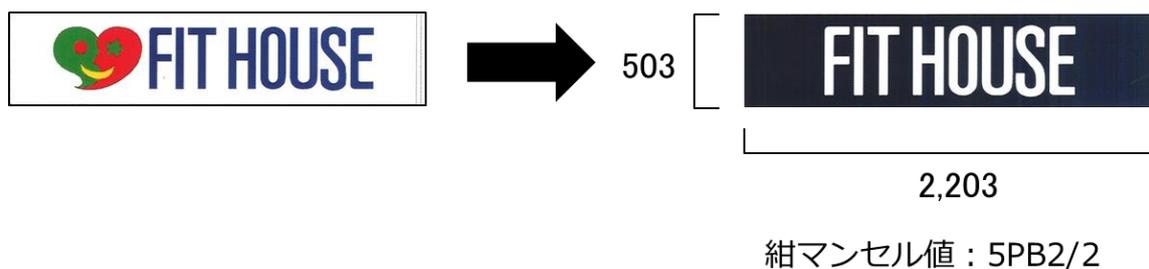


イ 変更後イメージ (点線赤枠内が変更箇所)



ウ 意匠図

野立広告全体面積：50.4 m<sup>2</sup> (面積変更なし)



## 7 許可後の内容

現許可から数量 1 増加、表示面積 0.27 m<sup>2</sup>減少となります。

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	6	94.87 m <sup>2</sup>
建築物利用広告	45	141.56 m <sup>2</sup>
広告幕	4	36.72 m <sup>2</sup>
合計	<u>55</u>	<u>273.15 m<sup>2</sup></u>

## 報告事項①

## 景観法に基づく景観協定の認可について

## 1 概要

つくば市内における景観協定について、令和6年4月8日に20件目となる「イイコトテラスみどりの景観協定」を認可しましたので、その内容を報告するものです。

## 2 イイコトテラスみどりの景観協定の内容

## (1) 協定締結者（一人協定）

株式会社一条工務店

## (2) 申請地の概要

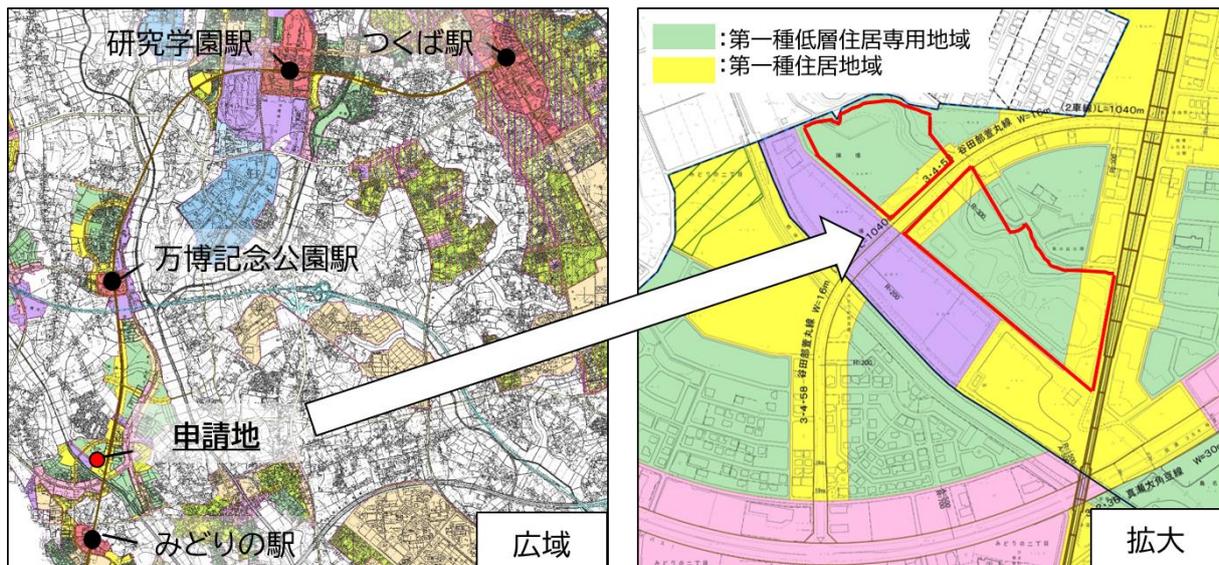
ア 地名地番：島名・福田坪地区 F47 街区 1 画地、F51 街区 1 画地

イ 区域面積：57,694.18 m<sup>2</sup>

ウ 用途地域：第一種低層住居専用地域（建蔽率 40%、容積率 80%）  
第一種住居地域（建蔽率 60%、容積率 200%）

エ 地区計画：島名・福田坪地区地区計画

## 位置図



## 区域図



### (3) 協定書の主な内容

#### ア 建築物に関する基準

- ・用途は、住宅又は兼用住宅、付属建築物とする。
- ・階数は、地階を除き2以下、高さは10m以下とする。
- ・建築物の屋根は、片流れ屋根を基本とする。（一部陸屋根可）
- ・屋根勾配の流れ方向は、別紙3「建築制限図」に定めたとおりとし、屋根勾配は、1.5寸勾配以下（平屋は3.5寸でも可）とする。

#### イ 工作物に関する基準

- ・市道7-1001号線沿い及び協定区域南側境界沿いにかき又はさくを設ける場合は、生垣、地盤面からの高さ1.5メートル以下の透視可能なフェンスとしなければならない。
- ・高さ3.5メートルを超えてはならない。
- ・宅地及び集会所用地に門扉等その他これらに類する委員会の定める工作物を設置する場合は、道路境界線より0.6メートル以上後退しなければならない。
- ・テレビアンテナ、無線アンテナその他これらに類するものを屋根面に設置してはならない。また、線状アンテナは設置してはならない。

#### ウ 緑化に関する基準

- ・緑化率は10%以上とする。
- ・歩行者、自動車の出入口を除き、道路に面する部分は植栽や地被類を用いて緑化に努めるものとする。

エ 屋外広告物に関する基準

- ・ 高さは、2 m未満とする。
- ・ 合計表示総面積は、0.7 m<sup>2</sup>以下とする。

オ その他

- ・ 住宅建築工事完了1年以内に照明器具を設置しなければならない。
  - 1 門袖壁や門柱、サインポスト等を設置した上で門柱灯1箇所以上
  - 2 庭園灯を接道面（歩道を含む）ごとに、道路境界より1.0メートル以内に1箇所以上

カ 協定の有効期間

- ・ 10年間とする。

(参考) 附則

- ・ 委員会が設置されるまでの間、申請者がこの協定における委員会の権限を有する。
- ・ 協定区域内の入居者の数が50区画に達したときは、速やかに委員会を設置する。

(4) 現況写真



## 報告事項②

## 令和5年度実績報告について

## 1 景観法に基づく届出

## (1) 届出件数

行為の種類	届出	通知	合計
建築物の建築	26	4	30
工作物の建設	0	0	0
開発行為	1	0	1
合計	27	4	31

## (2) 行為の種類毎の内訳 ※令和5年度は工作物の建設の届出は0件

## ア 建築物の建築（届出）

種類	件数
倉庫・工場・研究所等	16
物販店舗	4
共同住宅	3
複合住宅（店舗・事務所等）	3
合計	26

## イ 開発行為（届出）

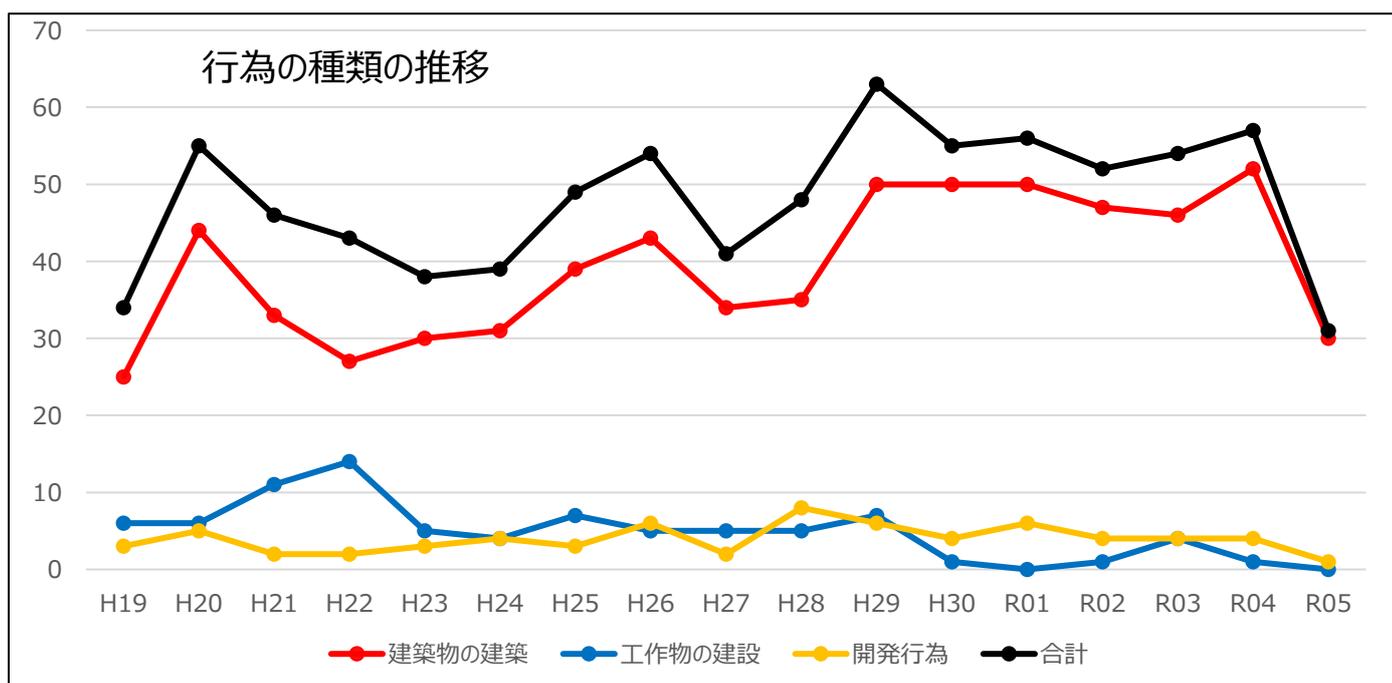
種類	件数
物流倉庫・ データセンター	1
合計	1

## ウ 通知

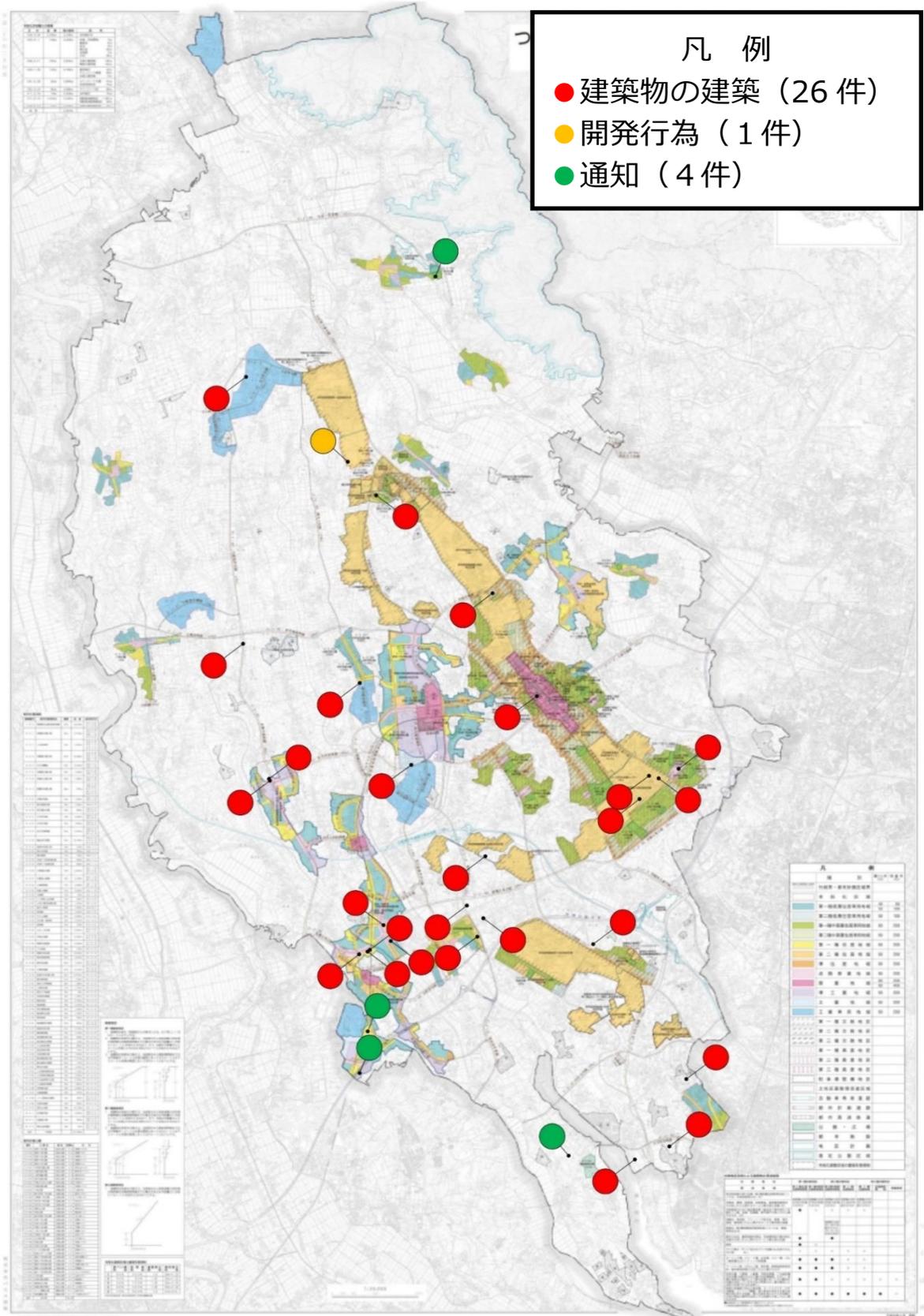
種類	件数
体育館	1
保育所	1
水泳場	1
児童福祉施設等（学童クラブ）	1
合計	4

(3) 行為の種類の変移

行為の種類	届出・通知件数																
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
建築物の建築	25	44	33	27	30	31	39	43	34	35	50	50	50	47	46	52	30
工作物の建設	6	6	11	14	5	4	7	5	5	5	7	1	0	1	4	1	0
開発行為	3	5	2	2	3	4	3	6	2	8	6	4	6	4	4	4	1
合計	35	55	46	43	38	39	49	54	41	48	63	55	56	52	54	57	31



(4) 分布図



(5) 事例紹介 (届出)

所在地：島名・福田坪地区 G17 街区 1 画地、2 画地、3 画地

区域区分：市街化区域 (近隣商業地域)

用途：物品販売業を営む店舗・診療所・サービス業を営む店舗

敷地面積：3,445.6 m<sup>2</sup>

延べ面積：1,748 m<sup>2</sup>

高さ：9.73m

位置図



現地写真



(6) 事例紹介（通知）

所在地：みどりの南 14 番 1、218 番 2  
区域区分：市街化区域（第一種住居地域）  
用途：水泳場（屋内温水プール）  
敷地面積：25,135.91 m<sup>2</sup>  
延べ面積：2,953.7 m<sup>2</sup>  
高さ：11.618m

位置図



現地写真



## 2 屋外広告物条例に基づく許可

### (1) 許可件数等

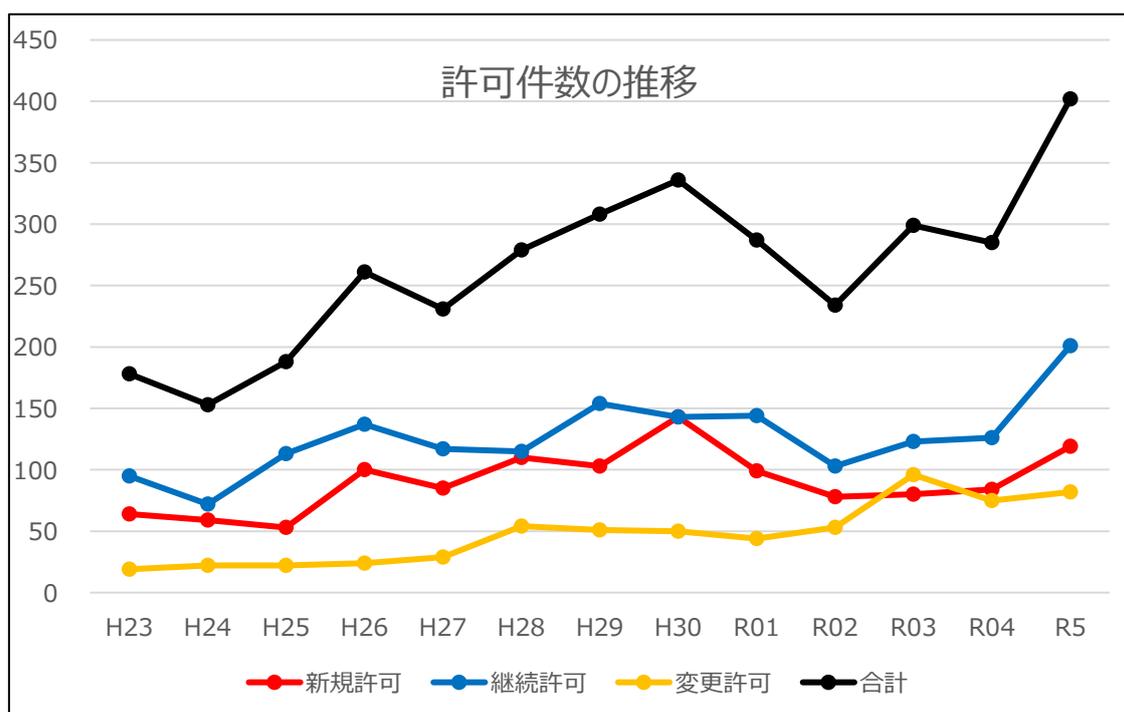
行為の種類	許可件数（申請件数）	許可広告物（枚数）
新規	119	375
継続	201	3,660
変更	82	201
合計	402	4,236

### (2) 許可広告物（枚数）の内訳

広告物の種類	新規許可	継続許可	変更許可	合計
野立広告	79	306	58	443
建築物利用広告	212	827	83	1,122
広告幕	17	119	21	157
電柱袖付広告	0	504	0	504
電柱巻立広告	0	1,668	0	1,668
近隣店舗等案内広告	38	20	12	70
消火栓標識広告	0	124	3	127
置広告	18	82	22	122
車体利用広告	1	2	2	5
バス停上屋添加広告物	10	8	0	18
合計	375	3,660	201	4,236

(3) 許可件数等の推移

	新規許可		継続許可		変更許可		合計	
	件数	広告物数	件数	広告物数	件数	広告物数	件数	広告物数
H23	64	150	95	3,288	19	24	178	3,462
H24	59	217	72	3,540	22	31	153	3,788
H25	53	278	113	3,634	22	55	188	3,967
H26	100	470	137	3,557	24	44	261	4,071
H27	85	370	117	3,610	29	94	231	4,074
H28	110	396	115	3,626	54	159	279	4,181
H29	103	307	154	3,692	51	98	308	4,097
H30	143	549	143	3,635	50	96	336	4,280
R01	99	501	144	3,441	44	133	287	4,075
R02	78	454	103	3,021	53	177	234	3,652
R03	80	326	123	3,103	96	234	299	3,663
R04	84	385	126	3,248	75	178	285	3,811
R05	119	375	201	3,660	82	201	402	4,236



(4) 新規許可件数の内訳

	許可件数 (件)	割合 (%) ※小数点第2位以下切り捨て
新築 (新店舗新築オープン)	27	22.6
既存 (主に手続き漏れの是正)	40	33.6
居抜き (入居テナントの変更)	5	4.2
その他 (近隣店舗等案内広告、 仮囲いへの広告物等)	47	39.4
合計	119	100

### 3 違反広告物の除却

#### (1) 概要

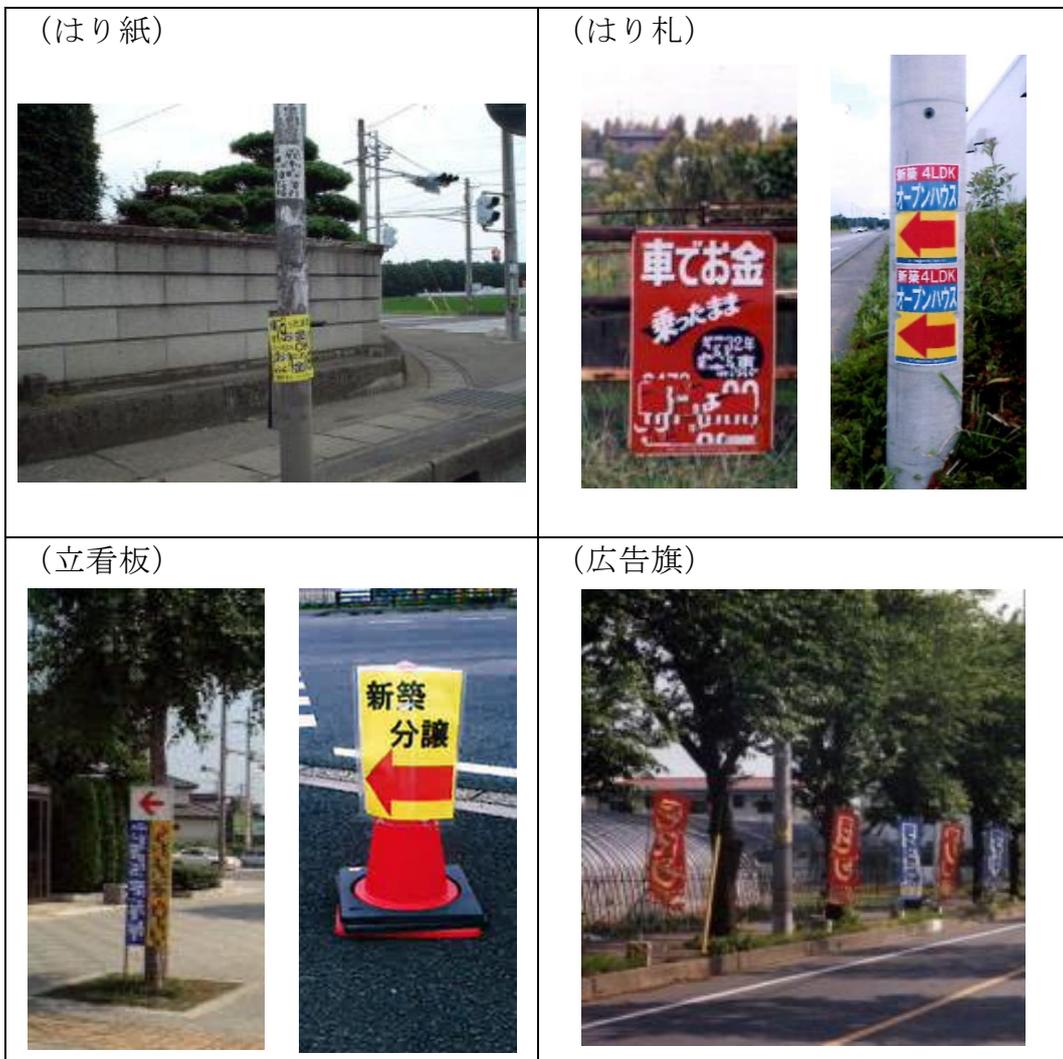
##### ア 取り組み内容

電柱、信号機、街路樹、歩道などに違法に表示されている「はり紙」、  
「はり札」、「立看板」、「広告旗」を撤去しています。

##### イ 実施主体

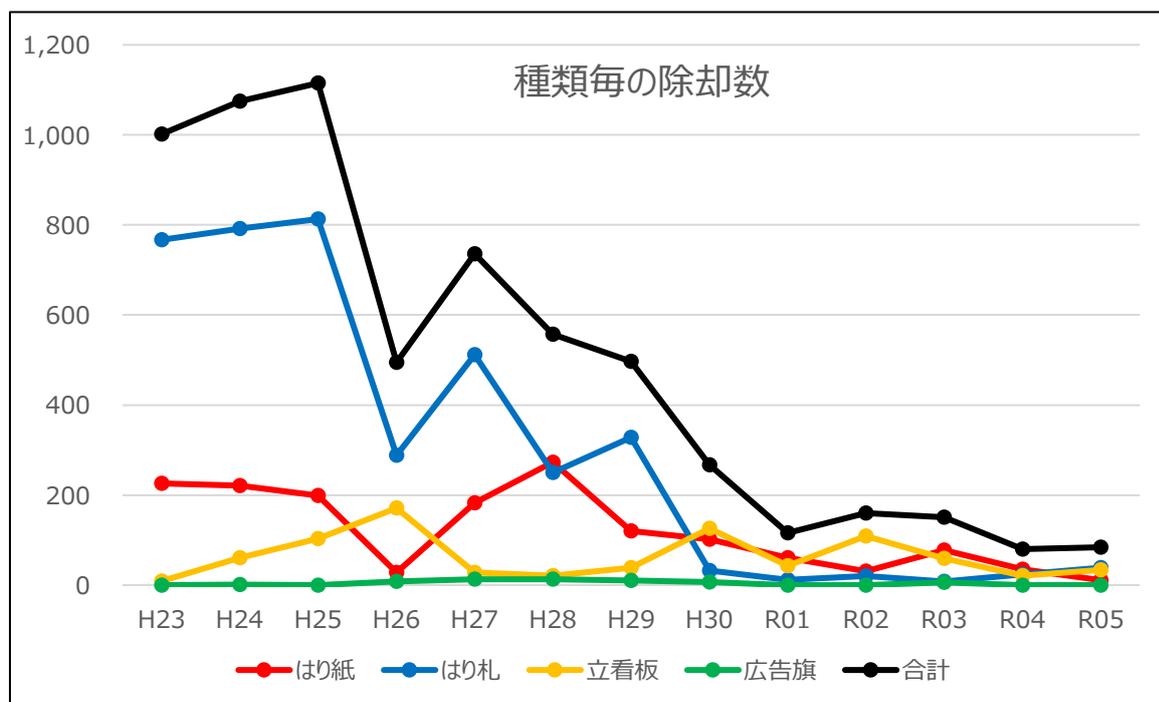
- ・市職員
- ・業務委託
- ・ボランティア団体：9団体（茨城県まちの違反広告物追放推進制度）

#### (2) 除却対象広告物の例



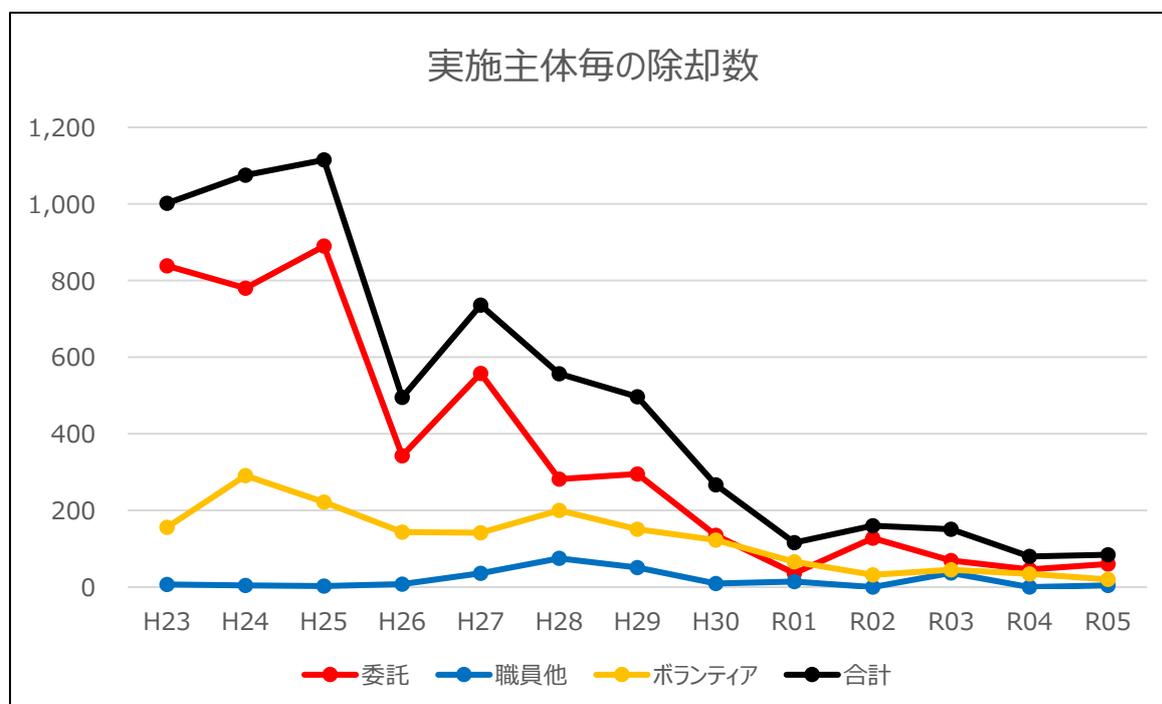
(3) 除却実績の推移  
ア 種類毎の除却数

年度	はり紙	はり札	立看板	広告旗	合計
H23	226	767	9	0	1,002
H24	221	792	61	1	1,075
H25	199	813	103	0	1,115
H26	28	288	171	8	495
H27	183	512	28	13	736
H28	273	250	21	13	557
H29	120	328	39	10	497
H30	102	32	126	7	267
R01	61	12	43	0	116
R02	31	20	109	0	160
R03	78	8	59	6	151
R04	35	24	21	0	80
R05	11	39	34	0	84



イ 実施主体毎の除却数

年度	委託	職員他	ボランティア	合計
H23	839	7	156	1,002
H24	780	4	291	1,075
H25	890	3	222	1,115
H26	343	8	144	495
H27	558	36	142	736
H28	282	75	200	557
H29	295	51	151	497
H30	135	9	123	267
R01	36	14	66	116
R02	128	0	32	160
R03	69	37	45	151
R04	46	0	34	80
R05	60	4	20	84

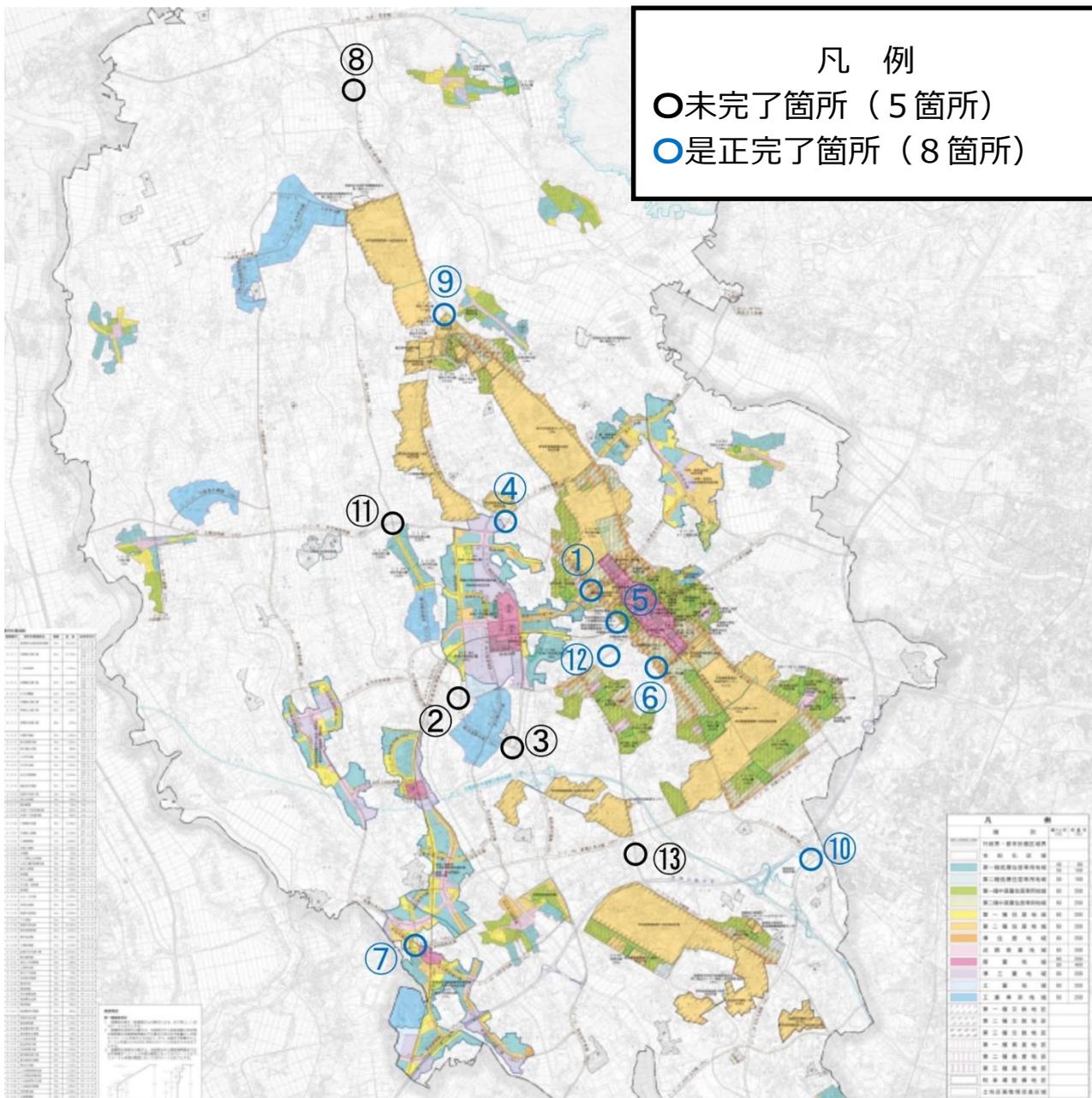


#### 4 違反広告物（ロードサイン）の是正指導

##### (1) 概要

「つくば市違反広告物等是正事務処理要領」に基づき、令和元年度から、主要幹線道路の交差点部を重点是正地域として指定し、違反広告物を掲出している広告主に対して是正指導を行っています。

##### (2) 重点是正地域の位置（13箇所）



## (3) 指導実績 (R6.3.31 時点)

重点是正地域		対象 件数	是正 件数	未完了 件数	備考	
R1	①	春日 1 西交差点 (学園西大通り線×学園北大通り線)	8	8	0	是正完了
	②	面野井 155-13 番地先交差点 (土浦学園線：グランステージ付近)	17	14	3	
	③	新井 312-1 地先交差点 (サイエンス大通り：みずほの村市場前)	10	9	1	
R2	④	西平塚交差点 (学園西大通り線×土浦境線)	12	12	0	是正完了
	⑤	吾妻西交差点 (学園西大通り線×学園中央通り線)	6	6	0	是正完了
	⑥	南大通交差点 (学園西大通り線×学園南大通り線)	7	7	0	是正完了
	⑦	上萱丸交差点 (国道 354 号線：みどりのカスミ前)	13	13	0	是正完了
R3	⑧	田中交差点 (国道 125 号線×学園東大通り線)	6	5	1	
	⑨	西大通り入口交差点 (学園西大通り線×学園東大通り線)	4	4	0	是正完了
	⑩	稲岡交差点 (国道 6 号線×学園西大通り線)	6	6	0	是正完了
R4	⑪	東光台入口交差点 (土浦境線)	5	4	1	
	⑫	西海道交差点 (土浦学園線)	8	8	0	是正完了
	⑬	榎戸交差点 (国道 354 号線及び国道 408 号線)	6	2	4	
合計		108	98	10		

※表中の年度は重点是正地域に指定した年度を指す

※令和 5 年度は新たな重点是正地域の指定は行わず、未完了箇所のは是正を進めた

(4) 是正状況

⑩ 稲岡交差点（令和3年度に重点是正地域に指定。令和5年度に是正完了）

是正前



是正後

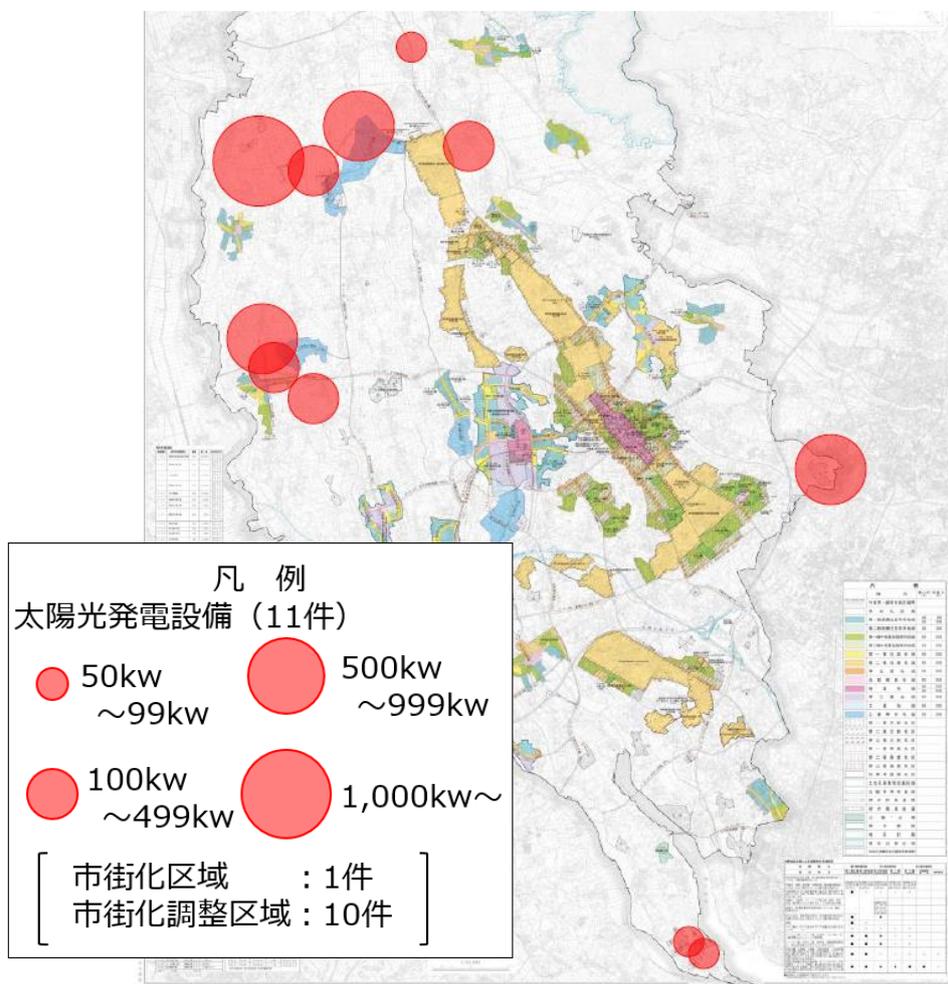


5 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る届出

(1) 届出件数 (すべて太陽光発電施設) (R6. 3. 31 時点)

年度	件数	発電出力 (kw)				敷地面積 (㎡)					
		50～ 99	100～ 499	500～ 999	1,000 ～	～999	1,000 ～ 1,999	2,000 ～ 4,999	5,000 ～ 9,999	10,000 ～ 19,999	20,000 ～
H28	17	0	9	5	3	0	0	6	5	4	2
H29	25	1	11	7	6	0	1	6	9	6	3
H30	10	0	4	3	3	0	0	3	4	3	0
R01	15	2	7	4	2	1	0	4	7	1	2
R02	9	1	2	6	0	0	0	1	5	3	0
R03	9	0	5	4	0	0	0	3	4	1	1
R04	19	1	10	7	1	0	0	3	15	1	0
R05	11	3	4	3	1	0	2	2	4	1	2

(2) 分布図



## 会 議 録

会議の名称	令和6年度第2回つくば市景観審議会		
開催日時	令和7年(2025年)1月23日(木)開会10時 閉会12時10分		
開催場所	つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室1		
事務局(担当課)	都市計画部都市計画課		
出席者	委員	横張真、藤川昌樹、山本早里、藤間明美、嶋田健吾	
	事務局	都市計画部 大里部長、根本次長 都市計画課 中山課長、殿岡課長補佐、海老澤係長、 溝口主査、鹿島主事、宮原主事	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由			
議題	諮問事項 ① つくば市屋外広告物条例第12条第1項に基づく許可について(トナリエクレオにおける屋外広告物の設置) 報告事項 ① 特例許可を受けた屋外広告物の表示の変更について(承認基準に基づく許可の報告) ② 令和6年度重点是正地域の指定について ③ 屋外広告物手数料条例の改正について ④ デジタルサイネージ夜間輝度調査について		
会議録署名人	藤川委員、藤間委員	確定年月日	令和7年(2025年)3月11日
会 議 次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 4 閉会		
3 議事	諮問事項① つくば市屋外広告物条例第12条第1項に基づく許可について (トナリエクレオにおける屋外広告物の設置) (i) 事務局説明 配布資料に基づき説明		

(ii) 質疑応答

○会長

それではただいま説明いただきました諮問事項ですが、皆様方より質問、意見等を承りたいと思います。私から1つ伺いたいのですが、今回の件は広告物としてはあくまでこの切り文字の部分という理解になると思うのですが、今の写真を拝見すると、背景になっているところが新たにこの広告物とあわせて新設されますよね。ここについては、広告物という扱いではないと理解してよろしいでしょうか。

○事務局

今回下地に使われている材料ですが、軽量鉄骨の下地を組んだ上に外壁のサイディングを4枚貼りつけたものです。屋外広告物の背景ではなく、外壁を付加したものと解釈しています。屋外広告物ではないと考えていることから、景観法の壁面の色で審査をしていきます。

○会長

今回は外壁として考えた場合も問題はないという理解でよろしいですね。

○事務局

問題ないと解釈しております。

○会長

今回の件は確かに写真上も色彩的にも問題ない案件だと思いますが、今後同様に切り文字に合わせて背景が設置される場合に、外壁としてのコントロールになるという話でしたが、大きさの基準はどうなっていますか。

○事務局

今回は下地の背景を外壁として解釈したところですが、広告物を設置するために広告物の面積と近い面積で後ろに板を置いた場合は、下地の背景も屋外広告物として面積にカウントしていくこととなります。これが外壁のふかしなのか、それとも広告物を設置するための下地なのかについては、社会通念上の

概念、パッと見でどちらとして見えるかで判断されるところなので、大きさを具体的に規定しておらず、個別具体的に事務局で判断していく形になります。

○会長

なるほど。そういった解釈で基本的に問題ないと思うのですが、例えば屋外広告物としての扱いであると駄目だが、外壁としての扱いであると許可されるケースがあった場合、業者が「これは外壁の一部であって広告ではない」と言い張るといったような事案が今後生じなければいいと思って申し上げました。

○委員

質問が2つありまして、1つ目が、上限が本来100平方メートルのところを特別に許可しているということだと思うのですが、その場合の面積の上限の目安はあるのでしょうか。それと壁の話ですが、現況ではかなり濃い色で建物の外壁が作られています、新しく作る壁が白く浮いているように見えます。例えばこれをもう少し抑えた色にお願いすることは可能かどうかをお聞きしたいです。

○事務局

まず、広告物の許可上限が100平方メートルに対して、今回200平方メートル近くの面積になっていることについてですが、個別案件の積み重ねで今回は諮問事項として追加する面積について、個別に審議会に付して意見を頂戴しながら許可すべき物かしないものかを判断します。上限が幾つまでと数字で区切る考えは今のところ持っておりません。あくまで個別具体のものを都度審議会に諮問していくという考え方で、かなり広い敷地に大きい延床面積を持った施設に対して、どれぐらいの広告物が望ましいのかについては、やはり個別具体で考えられるものかと思っていますので、例えば延床面積が何平方メートルもあるから1,000平方メートルまで広告物を表示していい、と一概に言うわけではなく、あくまでこのように諮問を続けていきたいと考えています。2点目の外壁の色が黒基調で白色の外壁が乗ると、かなりビビッドになるのではないかという意見ですが、今回そういった意見があったということを申請者に

お伝えして、もう少しグレーにできないかなど、アプローチをしてみようかと思えます。

○委員

1点目については、個別で今回より小さいときであれば個別で問題なしとして進むと思うのですが、例えば巨大な広告物を設置したいという話が出てきたときに、どういう論理で議論ができるのか少し疑問です。現在認めている範囲内でどれぐらいの割合で新たに設置するのかは、ある程度考えておいた方がいい気がします。

○事務局

現許可から面積がかなり増大する場合であれば、事務局も慎重になるかと思えますので、事業者から事前相談を受けた場合には審議会の皆さまに相談をした上で、調整を図っていきたいと思えます。

○委員

新しく作る白い壁に、例えば保育所のイベントの案内などのポスターを貼られることはないということでしょうか。事業者において、屋外広告物として認められているのはあくまで9ページにある内容であり、それ以外のエリアには勝手にポスターを貼るなど広告として使用できないというルールについては、事業者は理解されているのでしょうか。

○事務局

今回申請されているのはこの広告物の部分だけになっております。それ以外の部分については広告物ではないという解釈で申請が上がっております。他の部分にポスターを貼りたいという話であれば、それは広告物の追加になりますので、また諮問になります。

○委員

今の質問と重なるのですが、白い壁が広告板に見えて仕方がないです。これがもし現在の広告物とされている部分に縮小されれば、おそらく広告板として認識されてその面積がカウントされますよね。認識の境目はどこからどこまでですか。

○事務局

個別事例を見て判断をしていくというところで、広告物の面積に対して下地がかなり大きいので、事務局では外壁を付加したものと今回は解釈しました。広告物に見えるかについては、意見が分かれるところだと思っています。広告物の大きさに近づければ、広告物の下地に見えると思うのですが、今回はドアの高さに等しいぐらいの大きさなので、外壁を付加したものと解釈しています。

○委員

大きさだけで決まる問題ではなく、藤川委員からの話のように、外壁との色の差もあると思います。今までもチャンネル文字で設置できなくても、広告板をなるべく壁面と同じ色に揃えればいいのではないかという話も出ていました。今まで比較的統一されていた外壁が非常にちぐはぐに見えており、デザインが煩雑になったように見えます。見え方は人によって違うとおっしゃいますが、私はやはり広告用の板にしか見えません。広告がなければ今回の外壁を作らないでしょう。さらに、4枚の板のシミュレーションかもしれませんが、繋ぐところの線がしっかり見えてきており、手前の切り文字を分断しています。むしろそこを白い板で囲った方が広告としては綺麗に見えますし、面積の縛りを逃げるために、むしろひどいデザインになっているように見えます。切り文字の部分だけで面積を取るという解釈を通してしまうと、もっと良くないデザインが増えていくのではないかと危惧します。

○事務局

今回サイディングを利用することについて、デザインのどうかは事務局から申請者に意見していなかったところですので、今回いただいた意見を申請者にお伝えして、どのようにデザインを変えていけるかと協議しようと思います。

○委員

切り文字をピン刺しするために下地がフラットである方がいいということで板面を設置して工夫されているのかもしれませんが、サイディング下地であっても、色を他の外壁の色と揃えてほしいということです。それから、企業の名前などコーポレートカラーが決まっており、その色が見やすいように背景を白

にしたいということであれば、下地が外壁の色だと見えないのでこういうことをされているのだと思います。そこは少し相談いただいて、例えばこの茶色の「TSUMUGI CAFE」と同じ色になってしまうから駄目だと思われるかもしれませんが、外壁が黒っぽい色なので、逆に白で抜いてもあまりイメージは変わらないかもしれないです。それから「メリーポピンズ」部分はもともと少し薄い色なので、多分このままいけるのではないかと思います。あと、「つむぎ」と「×」の部分の線が細いですが、実際に全部切り文字でピンを刺すことができるような太さなのではないでしょうか。

○事務局

まず下地の白色を暗くできるのであればそのように指導し、もし白のままで行きたいということであれば、この下地の部分をもう少し小さくできないかと指導します。面積についても、広告物に近い面積になってくれば、その面積が広告物の面積となってきますので、申請の数字が変わる可能性があります。また、ピン刺しの部分の構造図については、詳しい図面が付いていませんので、この「×」の部分の細いところにどのようにピン刺しの広告物を作るのかについては、質問をして図面をもらいたいと思います。

○会長

今までの議論を少し整理しますと、私も含め各委員、やはりこれを下地という認識の中で諮問を受けるのは厳しいのではないかと思います。それは面積の問題だけではなく、この下地なくしてはこの広告物が成立しない状況から考えると、これはやはり広告物の一部として審議をすることが筋ではないだろうかと思えます。その場合、面積は先ほどから説明いただいたとおり、この面積だから駄目というほどの大きい面積ではないかもしれないですが、一方で仕上げや色彩に関しては、このままでは少し問題があるのではないかという指摘になろうかと思います。ですので、これを広告物の下地であるという観点において審議させていただき、これを許可するのもしないのかについて考えます。そして条件を付与するならば、下地ではなく広告物の一部という中での意見を付与するということになると思った次第です。その認識でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○会長

その場合、問題として挙げられているのは、いわゆるマンセル値に代表される色彩が基準を満たすか否かという問題とともに、これが広告物であるとした場合に、広告物の背景となっている建物の壁面とのコントラストの問題として、基準値内であったとしても、さらに配慮が必要であるという指摘がなされてきたということになると思います。従ってその考え方も含め、単純にただ基準を満たせば良いということではないということ意見をとして挙げていただいたということになると思います。今後も同じようなことが他で起きる可能性があり、基準を満たしているからいいのではないかと、既存の壁面がコントラストの強いものに塗り替えられるケースも発生してくる可能性があると思いますし、面積の問題に関しては、同じ面積の中で分散していたものを1つに集約して大きなサインがつくようなことが仮に起きた場合に、面積の基準だけで考えてしまうと、面積が変わっていないので問題ないと解釈していいのかということも考えなければいけない問題だと認識しました。

○委員

夜間は照明が当たるのですか。場所を考えると暗いイメージがあったので、申請の時にそういった話がありましたでしょうか。

○事務局

照明設置の予定はありません。

○委員

外から見ると夜だと視認できないと思ったので、あったほうがいいのかはと思った次第です。

○会長

「つむぎ」や「TSUMUGI CAFE」の部分の茶色はコーポレートカラーなのでしょうか。色について検討の余地があるものなのでしょうか。

○事務局

コーポレートカラーなのかまでは確認していません。

○会長

そうすると、文字の色合いを少し工夫してもらうことによって、背景の板が少し暗くなったとしても文字が浮かび上がるような配慮はお願いできるという理解でいいのでしょうか。「メリーポピンズ」部分に関しても、同じ緑でももう少し明るい色味にしてもらうことによって、そのあたりは解決できる問題なのではないかと思います。背景の壁面の色と全く同じにしてくださいということではないです。このグレーの部分の色を落としたとしても、コントラストが十分取れるような色合いの文字に変えてもらうことで対応できると思います。

○委員

もし、切り文字に近いサイズの背景にできるようでしたらその方がいい気がします。申請の通りに認めるとすると、当然背景も含めた面積が看板の面積として算定されることになり、全体で200平方メートルを超えるだろうと思いますが、結局面積には特に上限がないことになってしまうと、それを止めるルールは特にないように思います。入口左側にも白い壁が作ってありそれをどう考えるかなど、他にも考えることが増えてくる気がします。理想的には切り文字だけが外壁の上に乗っているのが美しいと思いますが、難しいのでしょうか。

○事務局

申請者に聞いてみないとわからない部分が多いかと思います。そして入口左側にある板ですが、インターホンなどが付く予定になっている場所になっています。反対側もカラーを合わせていただくようお願いをしていきます。

○委員

この真ん中に付いているものがインターホンなのですね。

○事務局

板は電気配線をするための下地にもなっているのではないかと思います。

○委員

サイディングの縦に線が入る状態というのは、何かもうひと工夫してもらえたら良い気はします。

○事務局

図面上、継手部分が線で太く入ってしまっていますが、実際はそこまでの段差は生まれないと思います。

○委員

インターホンの方のサイディングも、右側と同じようにしていただきたいです。色彩環境から考えて、子どもへの教育上もちぐはぐな壁面にして欲しくないと思います。また、今「TSUMUGI CAFE」を調べたのですが、発達支援も行っている「どろんこ会」のようですね。そうすると、茶色はそのイメージなのかもしれないです。後ろのサイディング部分を茶色にして外壁とトーンを合わせ、そこに白抜きの文字を設置することでどうかと思います。

○会長

少なくとも今回に関しては、悪意はないと思います。上手く規制をすり抜けようという意図はないと思うので、好意的にもう少しこうした方がいいのではという意味として、業者には理解いただきたいということが基本になると思います。茶色が施設のイメージを表しているのだとすれば、背景全体を茶色にして切り文字でコントラストを付けるような案はいかがでしょうか。それから、左側のインターホン部分も含めて、なるべく切り文字に合わせた、或いはインターホンの大きさに合わせた背景が必要ならば必要なものを設置することが望ましいと思います。業者としては、ドアの大きさと統一を図ることが全体のバランスとしていいという判断であるとすれば、板全体を広告物と認識して、既存の大きさのままということもあると思います。インターホンに関して、壁面が暗い色であれば明るい色のインターホンを設定すれば問題ないと思うので、必ずしもドアの左側の板面は必要なくなると思います。右側に関しては示唆があったように、板をコーポレートカラー的な茶色系にして意味を持たせ、そこにもう少し明るい文字で切り文字を乗せるとともに、「メリーポピンズ」部分に関しても、茶色系の板に合わせた少し薄めの色にして乗せるといった配慮を考えます。そのような意見を付帯させていただくということでいかがでしょうか。ではもう一度申し上げると、第一の条件として我々は板面も含め広告物という

観点で本件は捉えました。その中において、背景と壁面のコントラストが強いことが非常に大きな問題ではないかと認識しましたので、背景の板のトーンを下げる。その際のサジェスションとして、コーポレートカラー的な意味合いを持たせるのであれば茶色系で、なるべくトーンを落としていくことが考えられます。それから大きさに関して、左側に本当に板面が必要なのかということも含め、なるべくミニマイズした方がいいですが、デザイン的な配慮からドアの大きさに合わせて板面を設定したいというのであれば否定はしませんが、なるべく小さくした方が望ましいと考えます。かつこれは余談かもしれませんが、左側のインターホンに関して、板面をなくしてしまうと暗くて見えないのであれば、インターホンのボタンなどを明るいものにすればよいのではないかと思います。広告物を設置することについては許可をしますが、今の付帯意見を前提にお願いしたいということで整理してよろしいですか。

○一同

はい。

○会長

ありがとうございます。大変貴重な議論ができたと思います。今回の件は繰り返しですが、悪意がある話ではないと思いますので、今後こうしたことが抜け穴として使われないような運用の仕方を考えていくとともに、単純に面積だけでいい悪いと判断するのではなく、広告物がどれぐらい集約されるのか、或いはどこまでを広告物として認識するのかについては引き続き検討していき、今後意見をいただければと思います。

○事務局

下地の部分を広告板だと解釈した場合、横が1.8メートル、縦が2.25メートルの大きさになります。その場合、申請面積は0.45平方メートルでなく、4.05平方メートルの申請面積となりますが、申請書の修正については構わないという考えでよろしいでしょうか。下地に関してはできる限り小さくするよう指導します。

○会長

業者がデザイン上現在のものが望ましいとおっしゃるのであれば、面積については、大きいから駄目だと言うものではないということになると思います。

○事務局

かしこまりました。色のトーンを落とす指導と、面積もできる限り小さくしていただきます。

○会長

その上で申請面積が0.45平方メートルから大きくなってしまいますが、もう一度諮問するような審議会の場を設ける必要はないという考えでよいと思います。念のために今の付帯意見を出して修正案が出てきたときに、もしよろしければメールで皆さんに確認いただく機会は設けていただければと思います。

○事務局

かしこまりました。

○委員

今日のように諮問でイエスかノーかではなく、もう少し前の段階で内容を見せていただければ、今回のようなお話を伝えることができ、すんなりいくのではないかという気がします。

○会長

ちなみに今回は、4月1日開園に向けて申請ということなのでしょうか。

○事務局

そうです。

○会長

なかなか時間も迫っているかと思いますが、そういった意味でも、できればもう少し前倒しでお願いしていただき、藤川委員がおっしゃった提案についても、今後ご配慮いただければと思います。では諮問事項については、以上でよろしいでしょうか。

[異議なし]

報告事項① 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について  
(承認基準に基づく許可の報告)

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

では報告事項ですが、皆様お気づきの点がございましたら、意見や質問等を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。今回の件に関しては特に問題はないと思いますが、今まで1つだった広告が2つに区分けされたり、その逆のパターンも出てくる可能性があります。デイズタウンの例では、もともと1つだったものが2つに切り分けられています。今後逆のパターンも起き得ると思います。大きさの変化が生じたときに、どう考えるのかについては、先ほどの議論とも関連して、単純に総面積が変わらないから問題ない、或いは色彩的に問題ないという話だけでもない可能性があります。今まで細分化されていくつかの店舗の広告だったものが仮に1つにまとめられて大きく出るような場合、総面積が変わっていないから問題ないとは言えなくなる場合もあると思います。そういった案件が出てきた場合には相談いただけると良いと思います。

○事務局

総面積が変わっていなくても、そういった案件が出てきた場合は事前に意見を伺って対応していきたいと思います。

○委員

見当違いかもしれませんが、28 ページの予備校の2枚のポスターについて、並んでいると1つの大きなポスターのようなアピール力があります。これは特に問題にはならないのでしょうか。今回は同じものが2つなので問題ないですが、例えば2枚分の大きさを想定した広告が出た場合、基準は問題ないのでしょうか。

○会長

現行の基準から言えば、特段それを縛る理由はないと思いますが、先ほどから議論している話と同じになるかと思います。もし同じポスターが2枚並んで

## 様式第1号

いるのではなく、2つで1つのポスターというような場合にそれをどう考えるかということになるかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

### ○委員

デザイン次第だと思います。例えば横浜市を見ていますと、アップルが沿線の広告を占めたりしています。でも非常に綺麗なデザインで整えているので、デザイン次第で面白いなと思わせるようなものもできますし、逆に見たくないというものもできますので、審議会を通す意義があると思います。

### ○会長

確かにそうですね。4枚を1つの業者が全部手に入れて、3枚は真っ白で、1枚だけ広告に相当するものが入っているとアピール力は高まります。その業者にとっては競合するものが周りになく、自分の1枚だけで主張できるということが出来る。業者にとっては大きな宣伝効果になります。ですから、そういう案件が良い意味で出てくればいいですが、逆に例えば真っ赤なデザインの広告が3つあって、1つだけ白いというようなデザインになってくると問題になると思います。

### ○委員

デイズタウンはこういった案件の報告が出てくるようで、丁寧にやってくださっていると思いますが、イーアスつくばも最近行くとかなり中のお店が変わったと感じます。今回は出てないですが、前回とか前々回に出ていたのでしょうか。

### ○事務局

イーアスつくばについては、前回の審議会で諮問しています。

### ○委員

28ページの広告の1番左についてですが、不動産屋の内容ですか。

### ○事務局

ハウスメーカーになります。

### ○委員

分かりました。塾が増えて何が減ってという、経済的な動きが反映されていると思えました。今回で言えば、1件は相殺して市の広告が減ったわけですね。徐々に埋まっていくと良いと思います。

○会長

では特に他にご意見がなければ、報告事項の1点目は以上にさせていただきます。

報告事項② 令和6年度重点是正地域の指定について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

ただいま説明いただいた点について、質問、意見などいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員

指導の内容は具体的にどういうことを行うのでしょうか。

○事務局

まず、この広告物は何かを報告してくださいという調査をお願いします。そうすると、許可の有無、業者名、土地所有者名等が記載された報告書が上がってきます。そうして互いに違反広告物だという共通認識を持った上で、期限を区切って是正の計画書を出してくださいとお願いします。是正の計画書が上がってききましたら、その是正の計画書に則って進めていきます。もちろん下げたくないという方もいますので、そういった方に関しては、この場所、こういった内容なら出せますということも含めて、窓口や電話も含めて指導を進めていくという形になりますが、基本的には一度下げるとい形になると思います。

○委員

申請を出せば許可できるというものも含まれているのですか。

○事務局

## 様式第1号

例示したものは、建築確認申請も出していなければ板面の大きさも許可基準に合致していないものです。中には許可基準に合致しているものも1割程度はありますので、そういったものは申請していただきます。

○委員

その1割はそれで済むとして、あとの9割は一度撤去するということですか。

○事務局

撤去の方法としては、根から全部取ってしまう方法が一番理想的なのですが、中には柱だけを残す、枠を残す、白板に戻すという方法があり、高さが4メートル以上で建築確認申請も取っていないものは、白板に戻す方法では建築基準法違反が残ってしまうので、除却の方向で指導します。小さなものに関しては、建築基準法違反も元々なく、白板に戻ってしまえば広告物ではないという考え方になるので、できれば除却いただきたいという任意指導になります。

○委員

そこまでわかっている、やってくれるのかという心配があります。結局お金がかかりますが、その辺の相談はどうなるのですか。

○事務局

令和元年度から令和4年度まで交差点の重点是正地域の是正を進めてきて、是正が完了すれば審議会でも報告していたかと思います。しかし、1割弱は何度言おうと動かさずというところは確かにありますので、そちらについてもお願いを毎年続けていくしかないと思います。後はお金がかかるので下げたくないという意見は電話のクレームもあるところですので、それについて何度も話をしてご理解いただいて、下げてください。ルールは守ってください。と粛々と対応していくことになります。

○委員

今までやっていただいてかなり効果があったということは、審議会でも報告があったと思いますが、1回取り外したもののその後また設置された例はあるのでしょうか。

○事務局

令和元年から令和4年の交差点における重点是正地域については、下げた  
ただいたものがもう一度掲出されてしまったという例はないのですが、指導し  
ているのに下げてくれずに看板がリニューアルされたということはあります。

○委員

もうイタチごっこになるかもしれないですが、基本的に減っていけばそのう  
ち周りの人たちの目も厳しくなるので、時間かけてゆっくりやるしかないです  
ね。

○委員

違反広告を出す事業者は確信犯的なのか、決まりがあるということをも  
も理解していなくてやってしまうのか、どちらのケースが多いのでしょうか。  
やはりイタチごっこで時間がかかることかもしれませんが、撤去に関しては、  
皆さんの努力と税金がかかっているわけで、本当は最初から事業者側がわかっ  
ていればいいと思うので、周知によって是正箇所数が減ればいいと思います。

○事務局

本来であれば、施工業者、管理業者は県の登録業者ですので、守って当然の  
はずなのですが、今回実態調査をした結果、ロードサインは違反9割適正1割  
という割合であることがわかりました。適正な業者から見れば、法律の範囲内  
で勝負していきたいという意見もありますので、そういった環境にしていくた  
めに行政指導を進めていきたいというところです。あとは、広告主に指導して  
違反だと認識してもらうことが重要です。

○委員

そうすると、広告主自身が屋外広告物法を知らないケースも多いというこ  
とですか。

○事務局

おっしゃる通りで、屋外広告物法自体の周知が足りていないというところ  
があるので、建築確認のように許可を取ってからでないと言板を設置できな  
いということを周知していきたいと考えています。

○委員

それは何か具体的な方策はあるのですか。広告主、そこで商売をしようという人に対して、野立看板についても決まりがあるということを伝える機会があるのでしょうか。

○事務局

市からはホームページ、市報をはじめ、7月は屋外広告物適正表示推進月間があり啓蒙をしていますが、やはりそこまで至るものではないと思います。是正を進めて広告主に理解してもらう方法が、一番ゆっくりですが確実な方法だと考えています。やはり違反している人に言うことが一番効果的かと思います。

○会長

報告があった是正対象の広告もおそらく広告主が知らないのだと思います。はっきりとは言えませんが、広告主に対して適正な情報がいけば、禁止されているところにそもそも出さないだろうと思います。逆に言えば、広告主に対しては規制をするわけですが、同時にこちらが伝えたことによって撤去した広告主は褒めるということが大事ではないかと思います。例えば、市のホームページで今月協力いただいた広告主を出して、「ご協力いただきありがとうございました。」という情報も同時に出すべきではないかと思います。それから広告業者に関しても、違反していない優秀業者には賞状をあげたらいいのではないかと思います。逆に言えば、もらっていないところは何かしら違反をしているということになると思います。ですから、褒めるということを大々的にアピールしていただけるといいのではないかと思います。ぜひそれはご検討いただけないかなと思います。

○事務局

やり方も含めて検討していきたいと思います。

○会長

余談的な話ですが、山新に右折して入る交差点はこれまで重点是正地域になっていて、協力いただけていないものが1つあることはずっと見ているのですが、一方で反対側、交差点の北東側の倉庫の敷地内に、最近野立広告が増えてきています。あちらはどういう扱いになっていますか。

○事務局

あちらに出ている広告物は、すべて申請があり近隣店舗案内広告として許可が出ています。

○会長

なるほど。私もきちんと認識していませんでした。つまり一般の市民にとってみると、あれは申請を出して合法であって、一方でこちらは違法だということがなかなか分かりません。ですので、素人ないしは市民目線から見て、こちらは指導しなくてこちらは指導するというあたりが分かりにくいと思います。言い方を変えると、協力しない業者にとっては、言い逃れにもなってしまっているのではないかと思います。その辺をどう考えたらいいかは検討の余地があると思います。屋外広告物を設置するのは県の登録業者だとおっしゃっていましたが、県から何か指導してもらうことはできないのでしょうか。

○事務局

違反指導を進める中で、連絡がつかないまたは何もしないという場合であれば、もちろん県に通報して、そちらからの指導も含めて対処するように構えております。

○委員

ただ、違法なものを業者は分かって作っているのだとすると、応じる・応じないに関わらず違法なものを出していることは、情報として県にお伝えして指導してもらう方がいいと思います。おそらく広告業者も県の登録業者というのを1つ根拠にして商売しているのしょうから、何か伝えた方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

○事務局

県でも広告物の実態調査を進める話があり、県全体としても違反是正を進めていくという構えを取っているところになります。

○委員

だとするとつくば市として把握しているわけなので、情報を伝えることは県にとっても悪い話でないと思います。指導してほしいということは、つくば市の権限として言っている気がするのですがどうでしょうか。

○事務局

これまでも通報等はしてきておりますので、引き続き連携して対応したいと思います。

報告事項③ 屋外広告物手数料条例の改正について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

では本件につきましても、皆様の質問や意見をお受けしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○委員

変更の理由として、手数料を計算するのが大変だということなのですが、計算だけだとするとそこまで大変なのかなという感覚です。負担が少ないので更新の手数は少なくしましたということですので、そこから推測すると実は計算だけではなく、その計算に至る根拠を確認するための提出書類を確認しなくてはいけないなど、そういったことも含めて事務負担が減ることなのではないでしょうか。

○事務局

屋外広告物手数料については、市町村によってバラバラです。埼玉県であれば大体これぐらいの料金、千葉県であればこれぐらいの料金、茨城県でもつくばであれば、守谷であれば水戸であればということで、すべて料金が違います。屋外広告業者からすれば、面積算定はできるが、手数料が幾らか算定するのが手間になっています。なので、これが許可基準に則っているのかという事前相談とともに、この手数料は幾らなのかという相談が事前にあります。問題とし

ては、事前相談がなく申請された場合、手数料を算定するのに時間を要し、面積の算定の仕方が切り文字、板面だからこう、というのをすべてやらなくてはならず、窓口だと時間がかかってしまうので、後から手数料を納入するという負担が発生していました。手数料条例上は、新旧対照表裏面の第3条を見ていただくと分かるのですが、手数料は申請の際に納付すると定めております。つまり、手数料の金額がわからないので申請のタイミングに納付できないということは理由にならないということであり、今回は手数料を分かりやすくすることで、申請のタイミングで申請手数料も納付いただけるようにしていきたいと考えています。

○会長

事前に説明いただいたときにも申し上げたことなのですが、そもそもこんな少しのお金しか取れないのかと思います。説明の中でも他の自治体の動向を見る中で、大体このぐらいの金額という中で決めていることなのかもしれないのですが、例えば桁2つぐらい多く徴収し、その代わりにそのお金で専門の職員を雇用して、様々な業務に当たっていただくといったような考え方をした場合、そんな高い手数料を払えるかということでも無許可のものが増えるというのであれば、例えばそのお金でパトロールするような職員を雇用して、日常的に違反を摘発していくという考え方もあり得ると思います。そうすると、そもそもつくば市に進出する事業者が減ってつくば市の商業的な活性化が低下してしまうことは、つくば市の場合、人口の増加からしても心配する必要がないと思います。そうすると今申し上げたような考え方もあり得るのかなと思った次第です。

○委員

手数料という考え方もあると思うし、それから景観という面でいうと公共の空間に向けて情報を出すことに対して税金を取るという考え方もあるのかなという気がします。やっているところはないのかもしれないですが。そう考えると横張委員が言われたように、掲示すること自体がある種の負担になるという考え方もある気がします。手数料であればこうかなという気はするのですが、掲示することに関して歯止めをかけるとすると、あまり大きいものを出す値

段も高くなるからやめておこうといった話になるとよりいいのではないかなという感じがします。

○事務局

税務部局にいたことがないのですが、おそらく固定資産税で考えれば、土地建物と並んで償却資産というジャンルがあり、看板は工作物ですので償却資産扱いになると思います。固定資産税として税金はかかってくるというところありますが、それ以上に大きい看板には広告税を取るという考えでよろしいでしょうか。今回の手数料について、新規の申請について、現在1枚当たり平均1,500円、変更については平均1,300円となっておりますので、平均金額からすると値下がりとなります。継続申請については1件当たり721円となっておりますので、これが500円になり、値下がりという形になります。手数料は1枚当たりの金額になりますので、広告の枚数が例えば28枚あれば28,000円と、枚数に応じて大きくなっていく金額の形態になっています。歳入減については大体100万円ぐらい下がる試算でいます。

○会長

それぐらいの金額上がっても下がっても、その結果として職員1人雇用できる、できないという話ではないですね。藤川委員からも景観税という話もございましたが、つくば市は全国的にも非常に先進的な自治体として、様々な側面である意味全国の自治体をリードするような動きをしてきたところでもありますし、景観的にもともと非常にすぐれた資源を持ってきた街です。さらに学園都市を中心としてまちづくりという中にも景観を非常に重視してきた街でもありますし、そういった特性からしても、景観税といった発想は市のキャラクターに非常に沿っているという言い方もできるのではないかと思います。ですので、そのあたりまで踏み込んで考えていくということが本来であれば望ましいのではないかなと思います。その一環として、手数料ではなくて、これはもう税金の類という考え方で、お金を取ることも積極的に考えていいのではないかと思います。

○事務局

基本的に手数料については、審査手数料のようなものになっており、今までやってきた審査の中でこのぐらいということで長年やってきたので、これを2桁上げるといったことは手数料の中では難しいと思います。ですが、税で少し負担できるなどであれば検討の余地はあると思いますので、少し税務部局と協議していきたいと思います。

○会長

それこそ筑波山の観光振興といった側面とも絡めながら考えていただけると、より積極的に検討いただけるような機会になっていくのかなと思います。

○事務局

筑波山の周辺も少し違反の看板が立っており、観光の方と詰めて指導していきたいと考えていますので、その時に観光地であれば少し大きめの集合看板を設置するなどの交渉ができる可能性もあると思います。その際には、景観審議会にも提案させていただき、検討していきながら違反をなくしていきたいと考えていますので、御協力願えればと思います。

○会長

ぜひ観光振興という側面等とも絡めながら検討いただけると良いと思いますので、大きなことを申し上げていますが、検討いただけたらと思います。

#### 報告事項④ デジタルサイネージ夜間輝度調査について

(i) 事務局説明

配布資料に基づき説明

(ii) 質疑応答

○会長

本調査について、山本委員に協力をいただいたということでありがとうございます。何か補足をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

事例がまだ少ない面もあるので、もう少し事例を増やして検討していきたいと思っています。

○委員

市内に設置されている数はどれぐらいありそうなのでしょうか。

○事務局

数としてはそこまで多くないと思っています。十数基ぐらいではないか、という認識です。

○委員

そうすると、できてしまってから何か言うのは結構大変なので、適切な基準であれば早めに出した方がいいかもしれないです。

○事務局

現在デジタルサイネージについては、野立広告であれば野立広告の基準として審査しています。建築物を利用していけば建築物利用広告として審査をしています。場所によっては、例えば縦3メートル横5メートル、15平方メートルのかなり大きいビジョンが設置できます。そういったものが今の基準のままでは許可を出す、という状態になっていますので、許可基準やガイドライン等でラインを引きたいと思います。

○委員

2ページにおいて基準策定の方法が2つありますという表現だったのですが、ガイドラインと規則を両方決めるという意味でしょうか。

○事務局

他行政の規定を見ますと、ガイドラインを制定している自治体が多く、許可基準として定めているところは非常に少数でした。なぜガイドラインなのかというところをよく考えて基準を見てみますと、やはり書面審査ができないといった部分になってくると考えました。許可基準にしているところについても、基準は高さや板面の大きさに限られていて、申請書を受けたときにその審査ができるかどうかを考えているのではないかと思います。許可基準は強制力がメリットになります。ガイドラインは、法律に反するような内容は出さないようにしましょうといったことも規定できます。デジタルサイネージですので、板

面をすぐ変更できますので、ガイドラインを作って行政の指導が及ぶようにした方が、動きやすいのではないかと考えています。

○委員

強制力のある許可基準で検討いただけることを期待しますが、デジタルサイネージの審査はそれ以外の看板の審査に比べると大変になると思います。違反の指導に関しても、確信犯でやられるとなかなか現場を抑えられないなど、強制力を執行するにもすごく手間がかかるように感じます。手数料条例の改正は、安くしてなるべく許可を取るっていう方針でしたが、こちらの話も踏まえて検討していただければと思います。あと細かい話なのですが、16 ページで交差点付近への設置について具体的に書かれているのですが、交差点付近はおそらく1つの例であって、非常に交通量が多く、かつ子供の通学路に近いところでデジタルサイネージが設置されていて、事故を誘発しているのではないかと問題視されているところがあると聞いています。そういった部分も含めて、基準に盛り込んでいただきたいと思います。

○委員

先程の話の続きですが、交差点だけでなく横断歩道も同じような影響を受けると思いますので、一緒に考えていただければと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。基準を定める場合は、信号機から何メートルという基準にしようと思っておりますので、歩行者用の信号も車用の信号も、それぞれ何メートル離すという基準にしようかと思っております。

○会長

3 ページに示していただいている光害対策ガイドラインの種類の区分が少し実態に合わないところがあると思います。土地利用に応じた類型、例えば区域区分として線引きの外か内か、或いは用途地域に従った区分など、輝度の基準の検討とともに、そもそもこういう類型区分でいいかを検討いただけるといいと思います。極論、新宿の歌舞伎町と丸の内のオフィス街がこの基準だと全て

繁華街に入ってしまう。ですから、そこも併せて検討いただけるといいかなと思いました。

○委員

新しい基準ということですので、性善説ではなく性悪説で厳しくやっていただきたいなと思います。

○会長

特にデジタルサイネージは初期投資が大きいので、一旦違法なものを作ってしまうと、是正することは相当大変だと思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

○委員

夜間輝度調査ということですので、昼間は対象外になるのですか。

○事務局

昼間になりますと2,000カンデラぐらいの明るさがないと暗くて画面が見えない、液晶テレビを外に持って行っても見づらいというのと同じ状況になってきます。名古屋市において昼間に3,000カンデラまでという基準を出していたのですが、昼間については特に考えておらず、夜に関して規制をしていきたいと思っています。

○委員

LEDは色の発色がすごいので、信号機の色と見間違えるケースもあると思いますので、検討いただければと思います。

○委員

建築学会で私も所属している夜間景観ワーキングがあり、自治体とワークショップをやっています。そこでこの内容を発表させていただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

○事務局

はい、よろしくお願いいたします。

○委員

そのワーキングには関西や九州など様々な地域の先生がいらっしゃるので、全国の情報もちよっと聞いてみたいと思っています。

○会長

ぜひ検討いただければと思います。

○委員

少し伺いたいのですが、今回は器具があるので私の実験室で測定をしたのですが、今後どうチェックしていきますか。機材を購入する必要があるのか、それとも業者も市も測定するようなことになるのでしょうか。

○事務局

もしガイドラインを策定したら、輝度計は欲しいです。最近では計測できるアプリもあると思うのですが、精度次第かと思っています。

○会長

ぜひよろしくをお願いします。以上をもちまして、司会進行を事務局にお戻ししたいと思います。活発な議論ありがとうございました。

以 上

## 令和6年度第2回つくば市景観審議会 次第

日時：令和7年(2025年)1月23日(木) 午前10時～

場所：つくば市役所コミュニティ棟 1階 会議室1

### 1 開会

### 2 あいさつ

### 3 議事

#### (1) 諮問事項

- ① 「6 景観審諮問第2号」 【資料 No. 1】  
つくば市屋外広告物条例第12条第1項に基づく許可について  
(トナリエクレオにおける屋外広告物の設置)

#### (2) 報告事項

- ① 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について 【資料 No. 2】  
(承認基準に基づく許可の報告)
- ② 令和6年度重点是正地域の指定について 【資料 No. 3】
- ③ 屋外広告物手数料条例の改正について 【資料 No. 4】
- ④ デジタルサイネージ夜間輝度調査について 【資料 No. 5】

### 4 閉会

令和6年度

第2回つくば市景観審議会



## 諮問事項①

**つくば市屋外広告物条例第12条第1項に基づく許可について  
(トナリエクレオにおける屋外広告物の設置)**

## 6景観審諮問第2号

つくば市屋外広告物条例（平成24年条例第30号）  
第12条第1項に基づくトナリエクレオにおける屋外広  
告物の設置について、同条例第29条第2号の規定に  
より意見を求めます。

令和7年1月23日

つくば市長 五十嵐立青

## 1 申請の概要

本申請は、つくば市屋外広告物条例に基づく特例許可を受けているトナリエクレオにおいて、建築物利用広告1基について表示等の許可を求めるものです。

## 2 申請者

株式会社日本エスコン

### 3 表示場所

	トナリエクレオ
住所	つくば市吾妻1-7-1
許可地域	第2種地域
用途地域	商業地域
建築物の延べ面積	4,2372.25㎡
表示面積の基準	上限100㎡



表示場所

4

#### 4 現許可の内容

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	1	11.84m <sup>2</sup>
建築物利用広告	48	167.36m <sup>2</sup>
広告幕	30	18.00m <sup>2</sup>
合計	<u>79</u>	<u>197.20m<sup>2</sup></u>

## 5 申請の内容

### (1) 設置場所

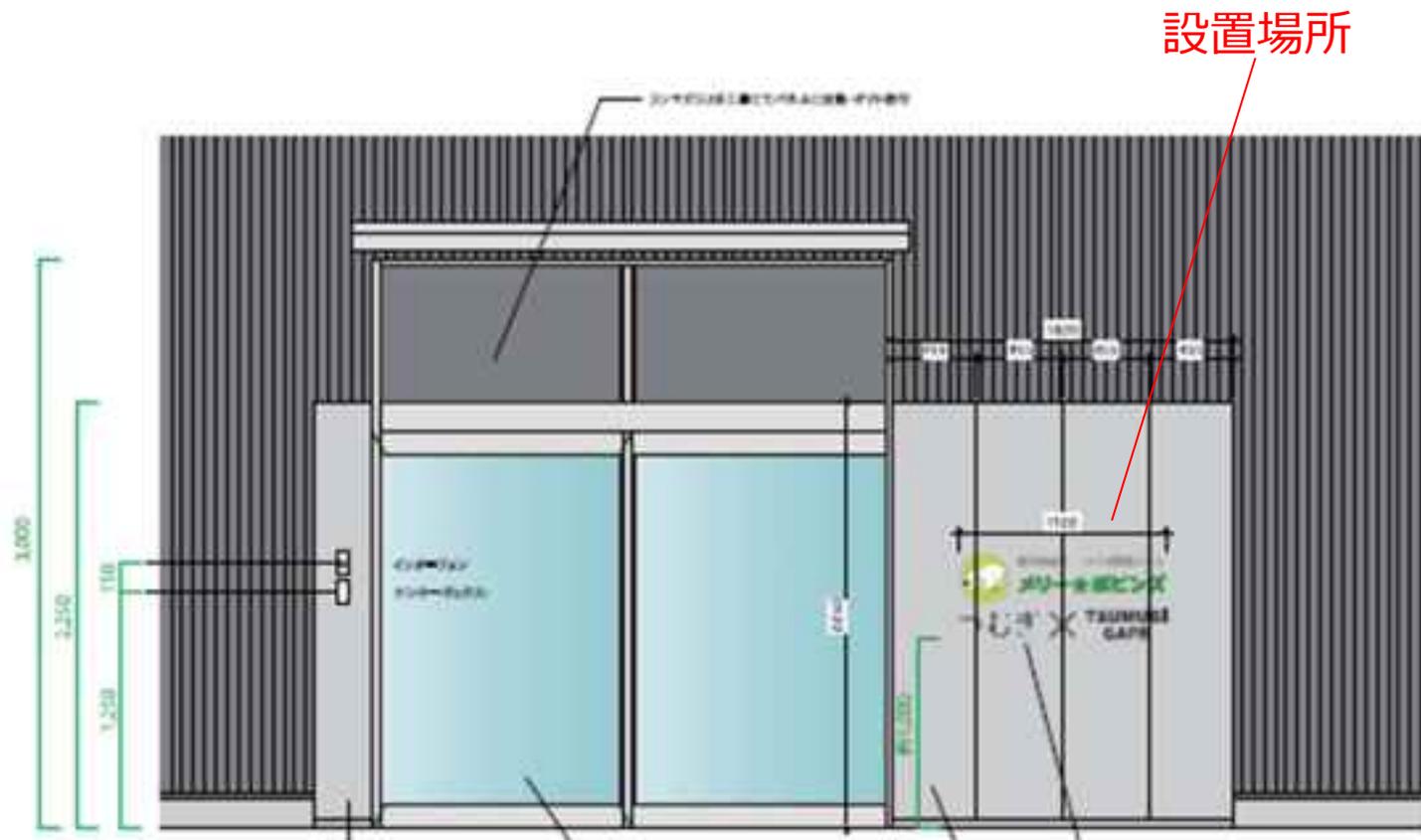
配置図



## 5 申請の内容

### (1) 設置場所

立面図（西側）



## 5 申請の内容

### (2) 現況写真



## 5 申請の内容

### (3) 今回申請の広告物

数量：1 表示面積：0.45㎡

構造：切文字、焼付け塗装、ピン刺し



## 5 申請の内容

### (4) 設置イメージ



## 6 許可後の内容

現許可から数量 1 増加、表示面積0.45㎡増加となります。

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	1	11.84㎡
建築物利用広告	49	167.81㎡
広告幕	30	18.00㎡
合計	<u>80</u>	<u>197.65㎡</u>

## 報告事項①

**特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について  
(承認基準に基づく許可の報告)**

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)



## 1 概要

特例の許可を受けているトナリエクレオ、トナリエキュート、デイズタウン、イオンモールつくば、バス停上屋添加広告物において、「特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更等に係る許可の取扱いについての承認基準」に基づき許可しましたので、変更内容を報告するものです。

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## 1 トナリエクレオの変更内容

### (1) 表示場所

住所	つくば市吾妻1-7-1
許可地域	第2種地域
用途地域	商業地域
建築物の延べ面積	42,372.25㎡
表示面積の基準	上限100㎡



特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について  
(承認基準に基づく許可の報告)



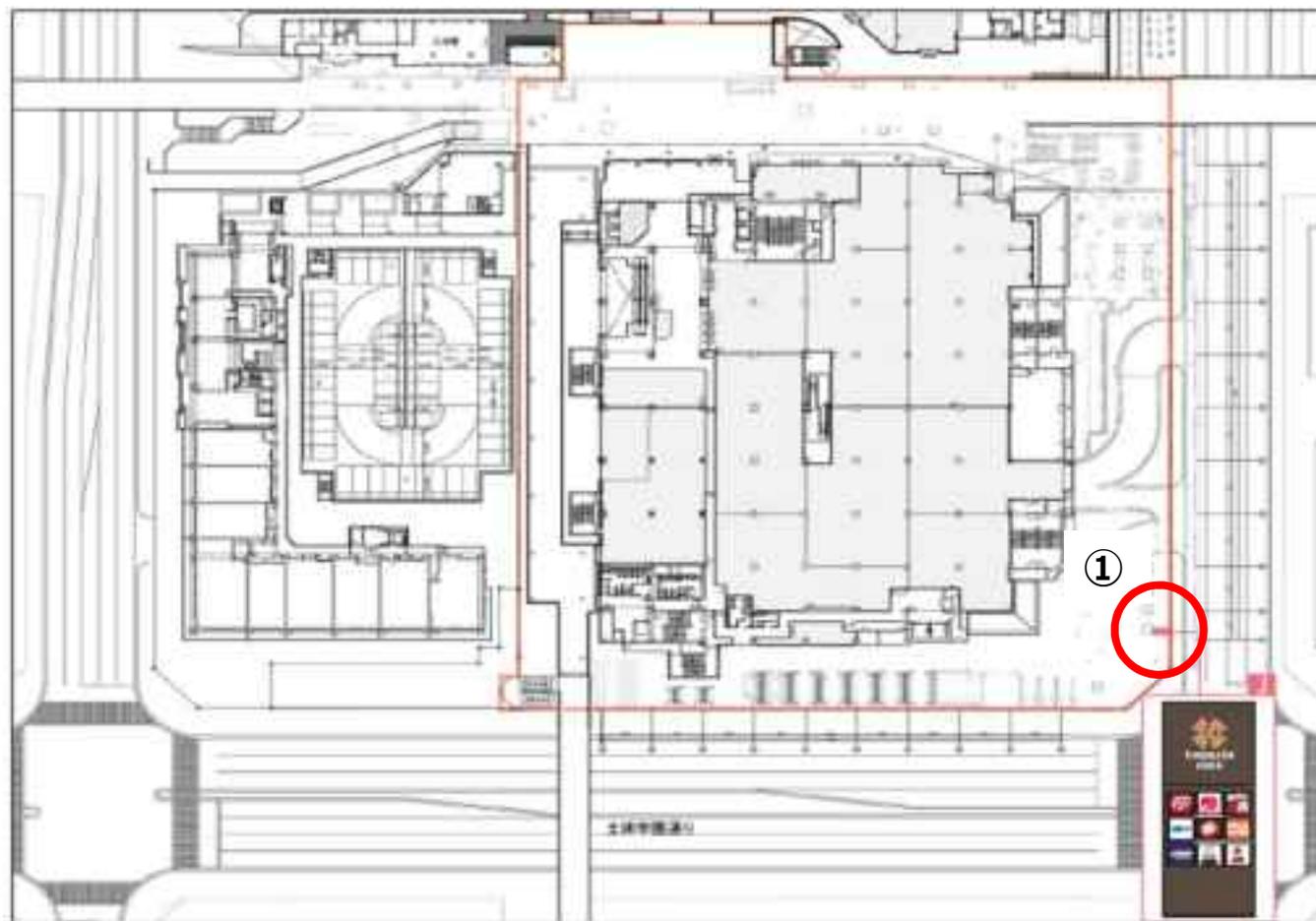
(2)許可の内容 (許可日：令和6年10月10日)

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	1	11.84m <sup>2</sup>
建築物利用広告	48	167.36m <sup>2</sup>
広告幕	30	18.00m <sup>2</sup>
合計	79	197.20m <sup>2</sup>

※許可前と許可後において、数量・表示面積の変更なし

## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

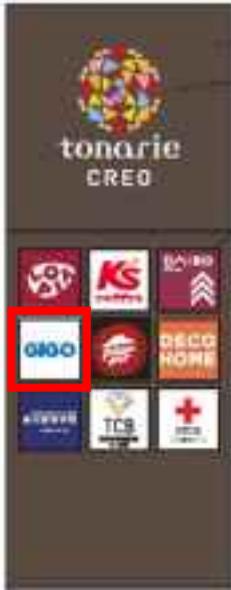
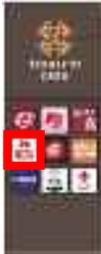
### (3) 変更した広告物の設置位置



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ① 野立広告

(変更後)			※両面同意匠
表示面積	11.84㎡	(変更前)	
変更内容	テナント入替に伴う意匠変更		

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## 2 トナリエキュートの変更内容

### (1) 表示場所

住所	つくば市吾妻1-6-1
許可地域	第2種地域
用途地域	商業地域
建築物の延べ面積	24,959.79㎡
表示面積の基準	上限100㎡



## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)



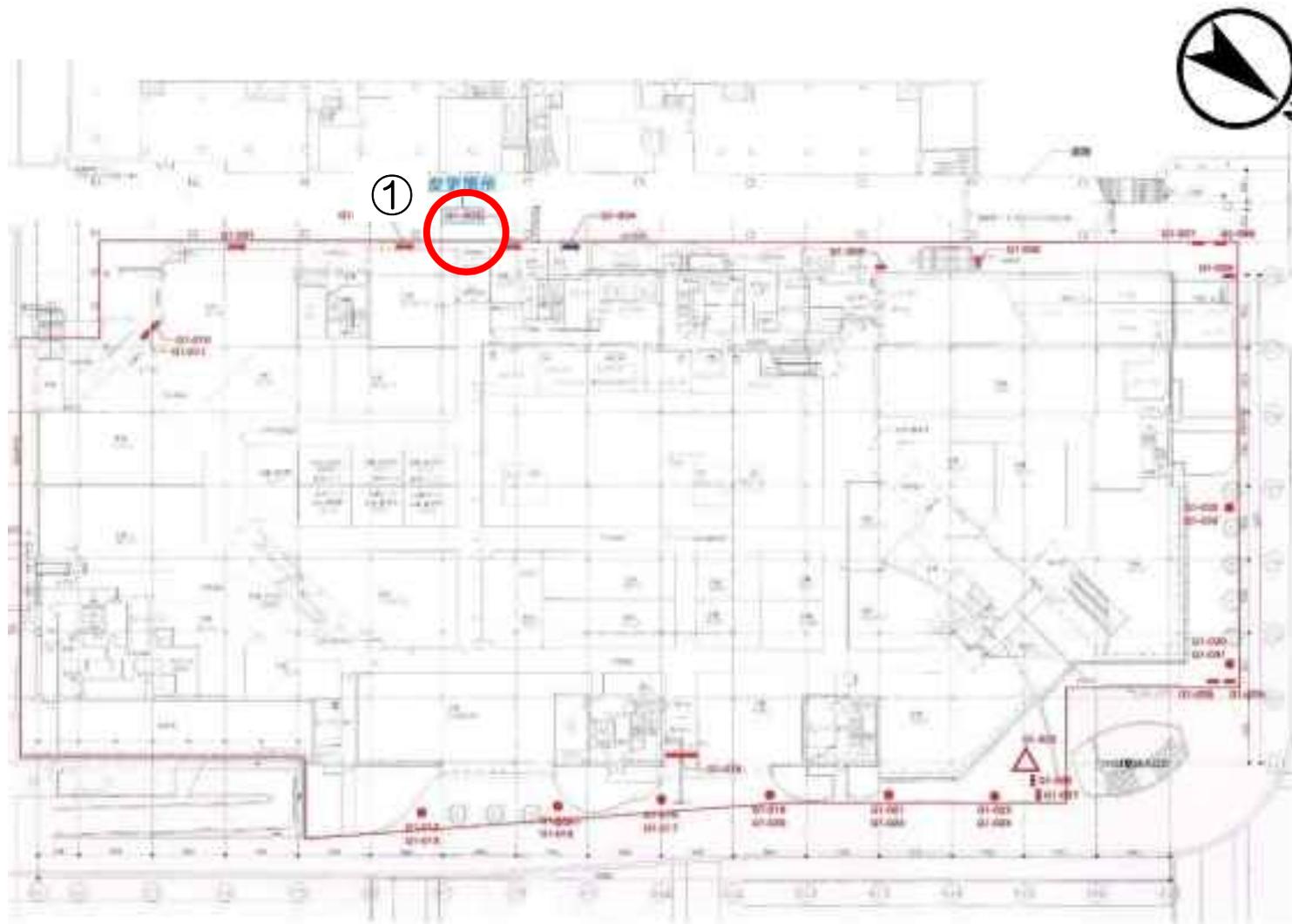
### (2) 許可の内容 (許可日：令和6年9月13日)

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	13	32.8m <sup>2</sup>
建築物利用広告	51	170.71m <sup>2</sup>
広告幕	18	10.8m <sup>2</sup>
合計	82	214.31m <sup>2</sup>

※許可前と許可後において、数量・表示面積の変更なし

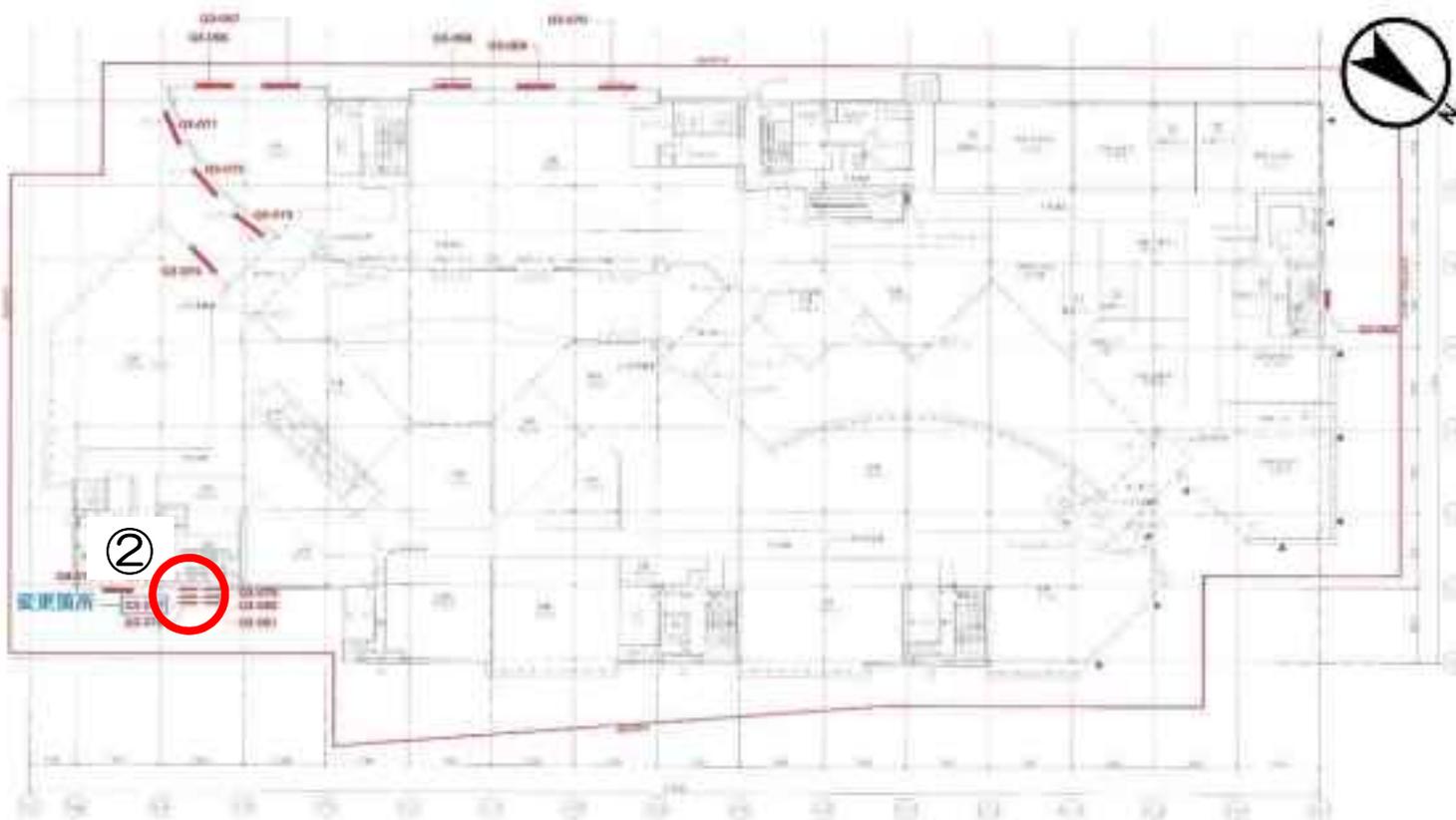
## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

### (3) 変更した広告物の設置位置 (1階)



## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

### (3) 変更した広告物の設置位置 (3階)



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ① 建築物利用広告（1階）

(変更後)



表示面積

1.36㎡

変更内容

テナント入替に伴う意匠変更

(変更前)



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ② 建築物利用広告 (3階)

(変更後)



表示面積	1.62㎡	(変更前)	
変更内容	テナント入替に伴う意匠変更		

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## 3 デイズタウンの変更内容

### (1) 表示場所

住所	つくば市竹園1-9-2
許可地域	第2種地域
用途地域	商業地域
建築物の延べ面積	28,111.16㎡
表示面積の基準	上限100㎡



特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について  
(承認基準に基づく許可の報告)



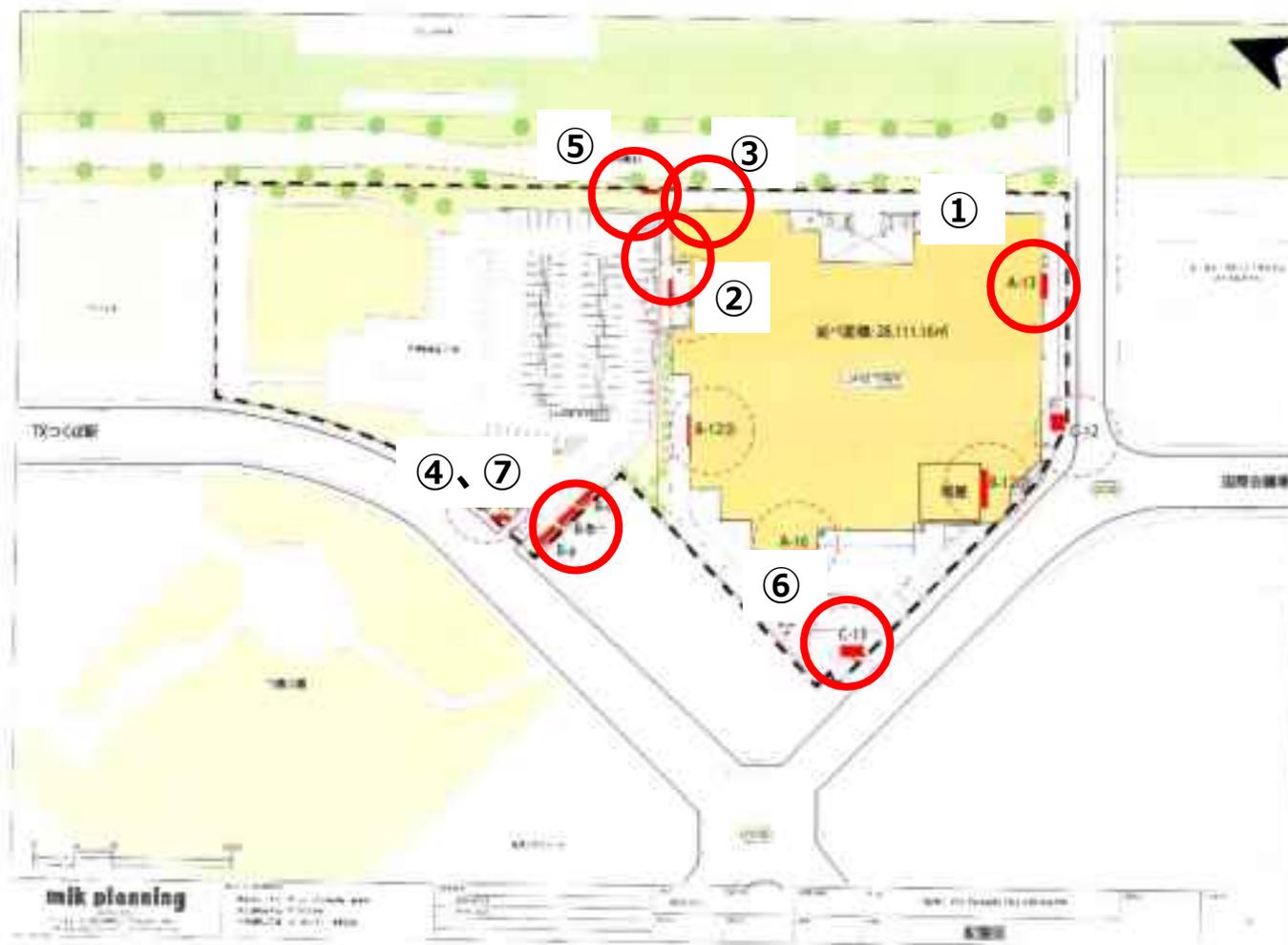
(2)許可の内容 (許可日：令和6年9月18日、10月29日)

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	20	172.66m <sup>2</sup>
建築物利用広告	41	218.71m <sup>2</sup>
置広告	1	3.2m <sup>2</sup>
合計	62	394.57m <sup>2</sup>

※許可前と許可後において、数量・表示面積の変更なし

## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

### (3) 変更した広告物の設置位置



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ① 建築物利用広告

(変更後)



表示面積

18.82㎡

変更内容

テナント入替に伴う意匠変更

(変更前)



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ② 建築物利用広告

(変更後)



表示面積

2.25㎡

(変更前)



変更内容

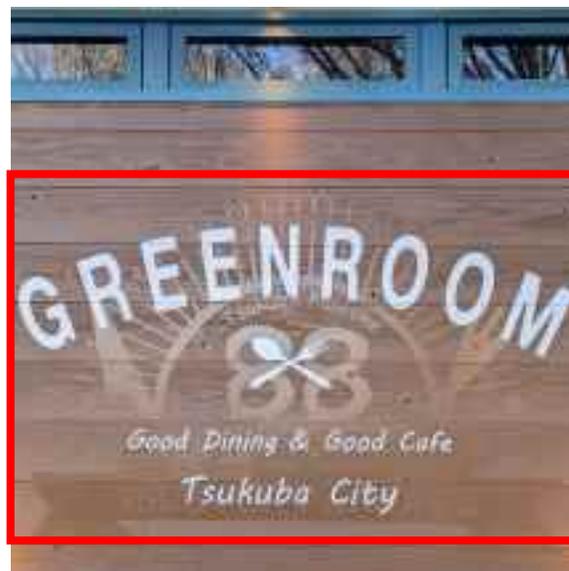
テナント入替に伴う意匠変更

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ③ 建築物利用広告

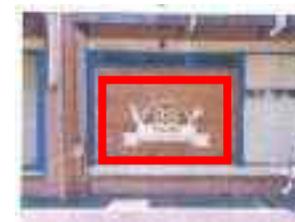
(変更後)



表示面積

2.25㎡

(変更前)



変更内容

テナント入替に伴う意匠変更

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ④ 野立広告

(変更後)



表示面積

7.5㎡

(変更前)



変更内容

テナント入替に伴う意匠変更

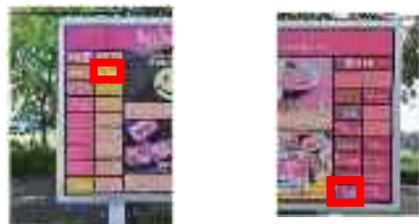
# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ⑤ 野立広告

(変更後)



表示面積	7.68㎡	(変更前)	
変更内容	テナント入替に伴う意匠変更		

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ⑥ 建築物利用広告

(変更後)



表示面積

18.15㎡

(変更前)



変更内容

テナント入替に伴う意匠変更

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ⑦ 野立広告

(変更後)



表示面積

7.5㎡

(変更前)



変更内容

テナント入替に伴う意匠変更

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## 4 イオンモールつくばの変更内容

### (1) 表示場所

住所	つくば市稲岡66番地1
許可地域	第2種地域
用途地域	市街化調整区域
建築物の延べ面積	113,352.75㎡
広告物の表示面積の基準	上限100㎡



## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)



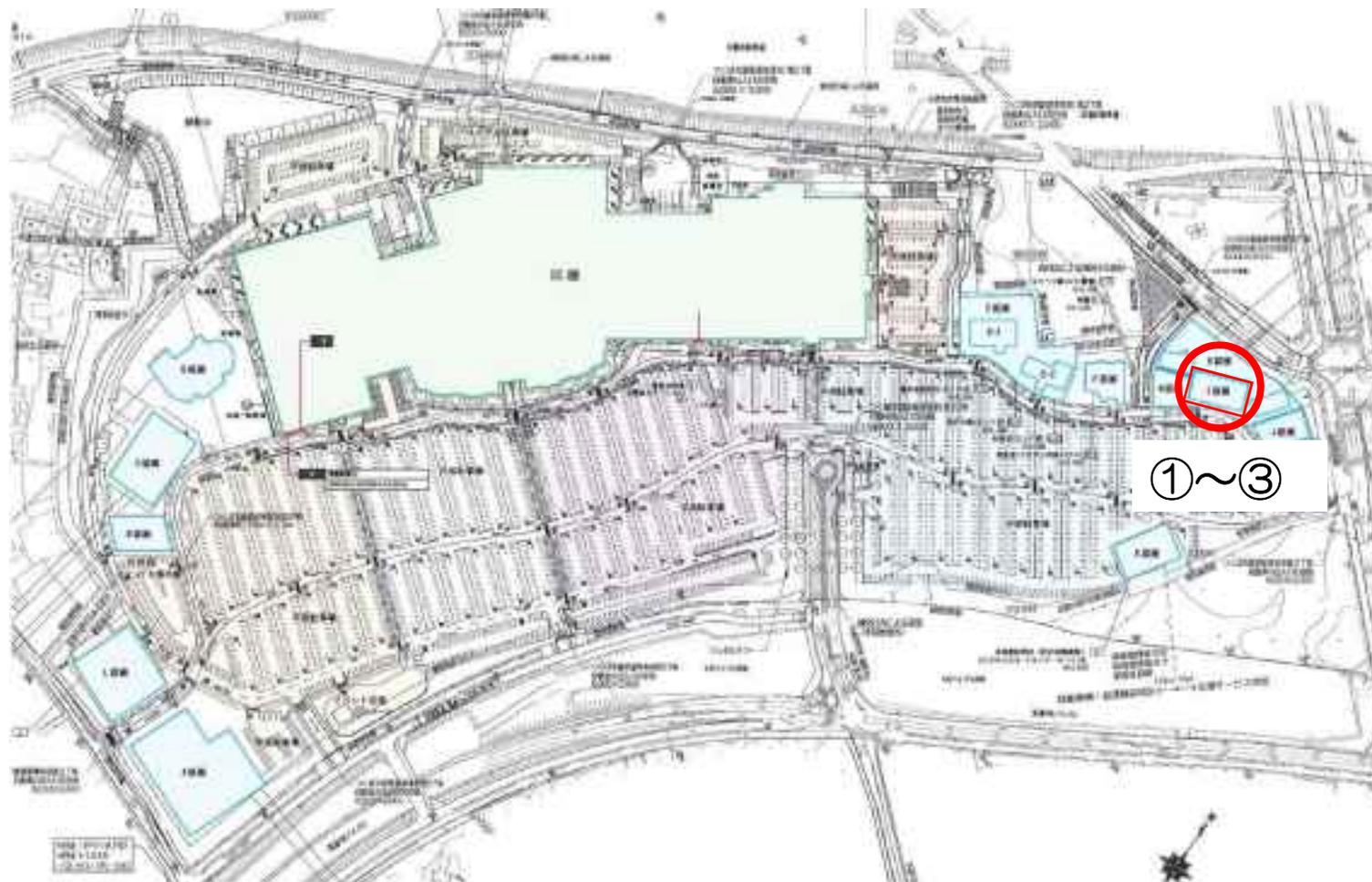
### (2)許可の内容 (許可日：令和6年10月10日)

広告物の種類	数量	表示面積
野立広告	6	170.55m <sup>2</sup>
建築物利用広告	73	669.63m <sup>2</sup>
広告幕	5	41.55m <sup>2</sup>
合計	84	881.73m <sup>2</sup>

※許可前から許可後において、数量1・表示面積14.77m<sup>2</sup>の減少

## 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

### (3) 変更した広告物の設置位置



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (4) 変更内容

### ①～③ 建築物利用広告

(変更後)



表示面積

合計11.88㎡  
(左1.09㎡、中央7.29㎡、右3.5㎡)

変更内容

企業ロゴ等の意匠変更

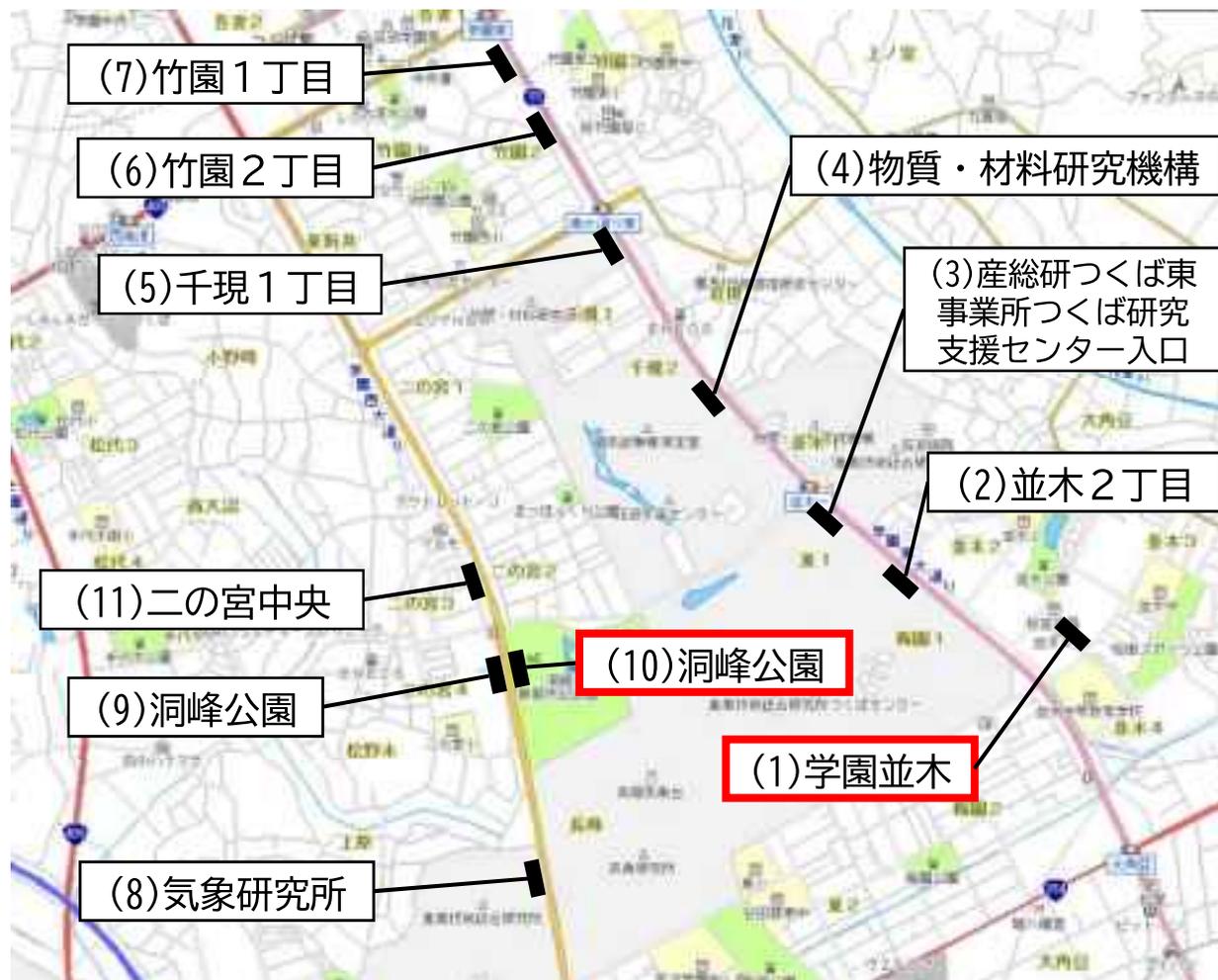
(変更前)



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## 5 バス停上屋添加広告物の変更内容

### (1) 表示場所



# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (2)変更内容

### ① バス停上屋添加広告物 (学園並木)

(変更後)		(変更前)
		
表示面積	1.80m <sup>2</sup> × 3枚	
変更内容	広告主変更に伴う意匠変更	

# 特例の許可を受けた屋外広告物の表示の変更について (承認基準に基づく許可の報告)

## (2)変更内容

### ② バス停上屋添加広告物 (洞峰公園)

(変更後)



表示面積

1.80m<sup>2</sup>

変更内容

広告主変更に伴う意匠変更

(変更前)



令和6年（2024年）7月24日

つくば市違反広告物等是正事務処理要領第3条第2項に規定する重点  
是正地域の指定（令和6年度）について

つくば市都市計画部都市計画課

## 1 重点是正地域の指定方針

主要幹線道路について令和5年度に屋外広告物実態調査を実施し、多数の無許可で設置された屋外広告物（ロードサイン）を確認した。

道路往来の安全確保と、良好な景観の形成による市のイメージアップを図るため、主要幹線道路沿線に無許可で設置された屋外広告物を是正する。

## 2 重点是正地域の候補の選定

市内の国道及び4車線道路並びに交通量の多い県道沿線において屋外広告物実態調査を実施した。

無許可で設置された屋外広告物が周囲の景観に及ぼす影響を考慮し、主要幹線道路沿線を重点是正地域の候補として次のとおり選定する。（別紙 図面参照）

- (1) 笠間つくば線・沼田下妻線（県道42号線、県道214号線）
- (2) 学園東大通り（県道55号線）
- (3) 学園西大通り（国道408号線、県道244号線、県道274号線）
- (4) 牛久学園通り（国道408号線）
- (5) 取手つくば線、サイエンス大通り（県道19号線）
- (6) 面野井酒丸線（1級市道42号線）
- (7) 新都市中央通り（県道19号線）
- (8) 真瀬今鹿島線、つくば真岡線（県道45号線）
- (9) 妻木上野線（市道1014号線）
- (10) 上野新治線（県道201号線）

- (11) 学園平塚線、土浦境線（県道 24 号線）
- (12) 土浦学園線、花室牛久線（国道 408 号線、県道 237 号線、県道 24 号線）
- (13) 松代河原崎線、エキスポ大通り（県道 19 号線、県道 123 号線）
- (14) 島名上河原崎線（県道 123 号線）
- (15) 真瀬大角豆線（国道 354 号線）
- (16) 萱丸東西線（県道 3 号線）

### 3 重点是正地域の指定

#### (1) 指定方法

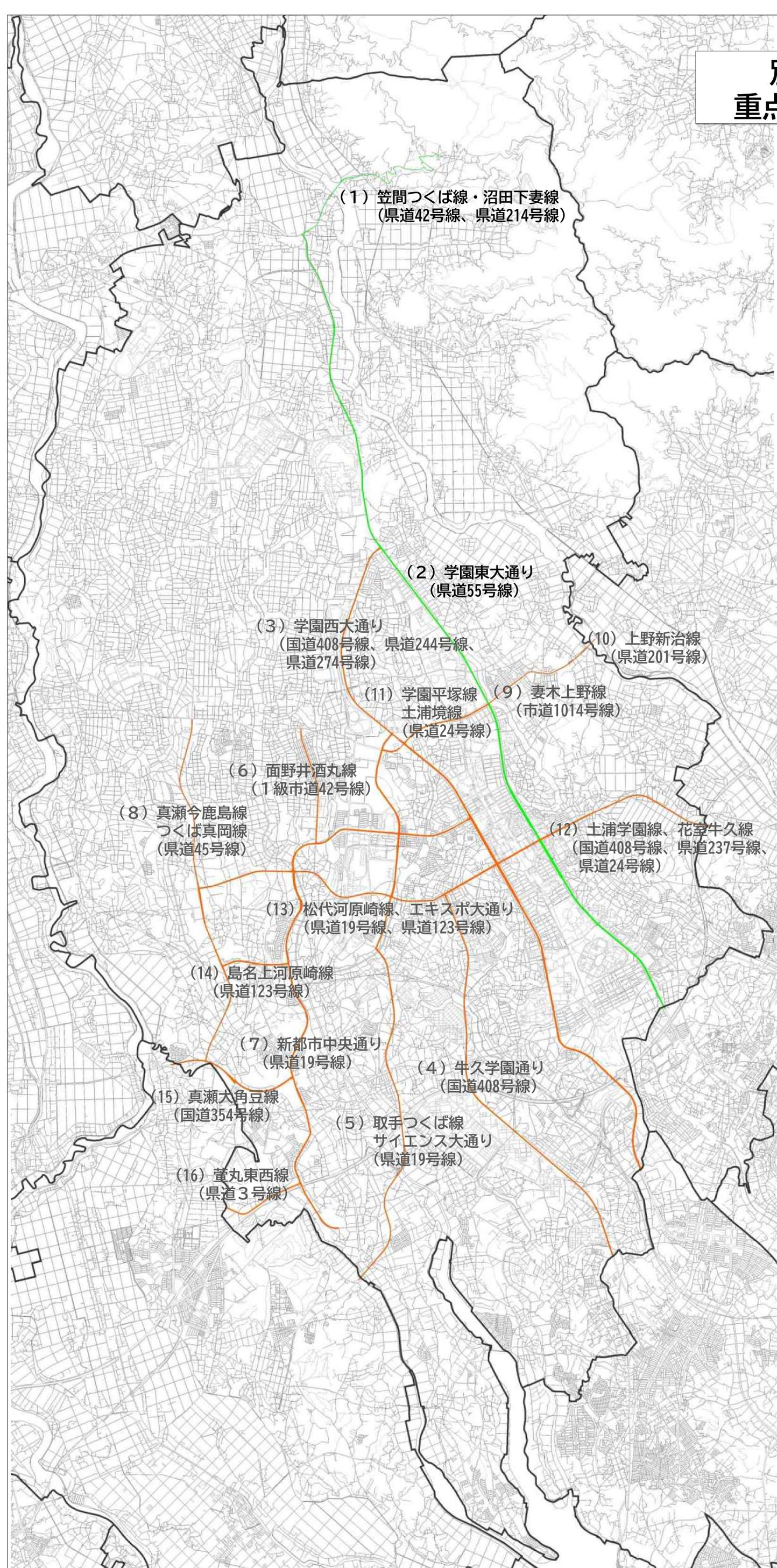
重点是正地域の候補から、つくば市景観計画における位置付け等の重要性及び現時点の屋外広告物設置状況を勘案し、重点是正地域を指定する。

継続的な是正指導等が必要であること及び無許可で設置された広告の総数を考慮し、令和 6 年度の指定は 2 箇所とする。

#### (2) 指定箇所

- (1) 笠間つくば線・沼田下妻線（県道 42 号線・県道 214 号線）
- (2) 学園東大通り（県道 55 号線）

# 別紙 令和6年度 重点是正地域 指定箇所図



## 凡例

- 令和6年度指定箇所
- 重点是正地域の候補

### 令和6年度指定 重点是正地域

- (1) 笠間つくば線・沼田下妻線  
(県道42号線、県道214号線)
- (2) 学園東大通り  
(県道55号線)

### 重点是正地域候補

- (3) 学園西大通り  
(国道408号線、県道244号線、県道274号線)
- (4) 牛久学園通り  
(国道408号線)
- (5) 取手つくば線、サイエンス大通り  
(県道19号線)
- (6) 面野井酒丸線  
(1級市道42号線)
- (7) 新都市中央通り  
(県道19号線)
- (8) 真瀬今鹿島線、つくば真岡線  
(県道45号線)
- (9) 妻木上野線  
(市道1014号線)
- (10) 上野新治線  
(県道201号線)
- (11) 学園平塚線、土浦境線  
(県道24号線)
- (12) 土浦学園線、花室牛久線  
(国道408号線、県道237号線、県道24号線)
- (13) 松代河原崎線、エキスポ大通り  
(県道19号線、県道123号線)
- (14) 島名上河原崎線  
(県道123号線)
- (15) 真瀬大角豆線  
(国道354号線)
- (16) 萱丸東西線  
(県道3号線)

## 屋外広告物手数料条例の改正について

### 1 改正の目的

改正前規定では、広告物の種類・大きさごとに金額設定されていることから、許可申請ごとにそれぞれ手数料を計算する必要があり、事務負担となっています。

改正により、広告物の数による手数料とすることで、事務負担の軽減を図ります。

### 2 改正の内容

つくば市議会 12 月定例会で可決し、以下のとおり改正しました。

改正前	野立広告・建築物利用広告等	1 枚につき 3 m <sup>2</sup> までごとに 800 円
	近隣店舗案内広告	1 枚につき 2 m <sup>2</sup> までごとに 800 円
	広告幕、置広告	1 枚または 1 基につき 800 円
	アドバルーン	1 個につき 1,700 円
	電柱広告・消火栓標識広告	1 枚につき 300 円など
	継続申請（許可期間の更新）	上記金額と同額
改正後	表示等・変更等、特例許可申請	1 枚または 1 基につき 1,000 円
	継続申請（許可期間の更新）	1 枚または 1 基につき 500 円
	（継続申請については、新規申請と比べ事務負担とならないため、半額とします。）	

### 3 今後のスケジュール

令和 7 年 1 月 23 日 景観審議会報告

令和 7 年 2 月 周知（市ホームページ公開、屋外広告物事業者へ通知）

令和 7 年 4 月 1 日 条例の施行

つくば市屋外広告物手数料条例（平成12年つくば市条例第48号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○つくば市屋外広告物手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月23日 条例第48号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年 9月22日条例第52号 平成24年 7月 5日条例第30号 <u>令和7年 1月 9日条例第1号</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下「条例」という。）の許可等の事務で特定の者のためにするものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平24条例30・一部改正）</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条 次に掲げる許可_____を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第5条又は条例第6条第4項若しくは第5項の規定による広告物の表示等の許可</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 条例第11条第1項の規定による広告物等の変更又は改造の許可</p> <p><u>(3)</u> 条例第12条第1項の規定による広告物の表示等の特例の許可</p>	<p>○つくば市屋外広告物手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成12年3月23日 条例第48号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成18年 9月22日条例第52号 平成24年 7月 5日条例第30号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下「条例」という。）の許可等の事務で特定の者のためにするものについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき徴収する手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（平24条例30・一部改正）</p> <p>(手数料)</p> <p>第2条 次に掲げる許可又は許可の更新を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 条例第5条又は条例第6条第4項若しくは第5項の規定による広告物の表示等の許可</p> <p><u>(2) 条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可</u></p> <p><u>(3)</u> 条例第11条第1項の規定による広告物等の変更又は改造の許可</p> <p><u>(4)</u> 条例第12条第1項の規定による広告物の表示等の特例の許可</p>

2 条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可を受けようとする者は、広告物等の種類に応じ別表に定める額の半額の手数料を納付しなければならない。

(平18条例52・平24条例30・令7条例1・一部改正)

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、申請の際に納付する。

(手数料の不還付)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第5条 市長は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するため許可を申請した場合は、手数料を免除することができる。

(平18条例52・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第30号）抄

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(平18条例52・平24条例30・一部改正)

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、申請の際に納付する。

(手数料の不還付)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第5条 市長は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するため許可を申請した場合は、手数料を免除することができる。

(平18条例52・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のつくば市屋外広告物手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に次に掲げる許可の申請を行う者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの申請を行った者に係る手数料については、なお従前の例による。

- (1) つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号。以下この項において「屋外広告物条例」という。）第5条又は屋外広告物条例第6条第4項若しくは第5項の規定による広告物の表示等の許可
- (2) 屋外広告物条例第10条の規定による広告物の表示等の継続の許可
- (3) 屋外広告物条例第11条第1項の規定による広告物等の変更又は改造の許可
- (4) 屋外広告物条例第12条第1項の規定による広告物の表示等の特例の許可

## 別表（第2条関係）

(平24条例30・全改・令7条例1・一部改正)

広告物等の種類	単位	金額
野立広告	<u>1基につき</u>	<u>1,000円</u>
建築物利用広告	<u>1枚につき</u>	
広告幕	1張につき	
電柱袖付広告	1枚につき	
電柱巻立広告		
電柱塗装広告		
はり紙	1件につき <u>100枚</u> までごとに	
立看板	1枚につき	
広告旗	1本につき	
はり札	1件につき <u>100枚</u> までごとに	
アーチ	<u>1基につき</u>	
近隣店舗等案内広告	<u>1枚につき</u>	
つり下げ広告	1枚につき	
アドバルーン	1個につき	
消火栓標識広告	1枚につき	
バス停留所標識広告		
置広告	1基につき	
横断幕	1張につき	
車体利用広告	<u>1車両につき</u>	
<u>(備考)</u>		
<u>この表の定める屋外広告物の種類に該当しない屋外広告物等は、最も類似した屋外広告物の種類を適用する。</u>		

## 別表（第2条関係）

(平24条例30・全改)

広告物等の種類	単位	金額
野立広告	<u>1枚につき3平方メートルまでごとに</u>	<u>800円</u>
建築物利用広告	<u>1枚につき3平方メートルまでごとに</u>	<u>800円</u>
広告幕	1枚につき	<u>800円</u>
電柱袖付広告	1枚につき	<u>300円</u>
電柱巻立広告	<u>1枚につき</u>	<u>300円</u>
電柱塗装広告	<u>1枚につき</u>	<u>300円</u>
はり紙	1枚につき <u>50枚</u> までごとに	<u>300円</u>
立看板	1枚につき	<u>300円</u>
広告旗	1枚につき	<u>300円</u>
はり札	1件につき <u>10枚</u> までごとに	<u>300円</u>
アーチ	1基につき3平方メートルごとに	<u>800円</u>
近隣店舗等案内広告	1枚につき2平方メートルまでごとに	<u>800円</u>
つり下げ広告	1枚につき	<u>300円</u>
アドバルーン	1個につき	<u>1,700円</u>
消火栓標識広告	1枚につき	<u>300円</u>
バス停留所標識広告	1枚につき	<u>300円</u>
置広告	1基につき	<u>800円</u>
横断幕	1枚につき	<u>800円</u>
車体利用広告	<u>1枚につき3平方メートルまでごとに</u>	<u>800円</u>

## 報告事項④

# デジタルサイネージ夜間輝度調査について

調査日：令和6年（2024年）12月9日  
筑波大学 芸術系 山本早里研究室  
つくば市 都市計画部都市計画課

# 1 目的

- ・デジタルサイネージは、まちなみに賑わいを創出する一方、光害、騒音、誘目性（信号の見落とし）等の景観に与える影響が大きく、不快な印象を与えることが懸念されている。
- ・輝度調査を行い、光害対策ガイドラインや他行政庁の規定について確認、検討する。
- ・調査結果を踏まえ、デジタルサイネージに関する基準(案)を策定する。

# 2 基準策定の方法

## (1) つくば市屋外広告物条例施行規則の改正（許可基準）

メリット 許可基準であるため、強制力が働く。

デメリット 書面で審査できるものに限られ、きめ細かい規定を定められない。

## (2) つくば市デジタルサイネージガイドラインの新規制定（屋外広告物の手引き）

メリット 多様な表現が可能であるデジタルサイネージに対し、きめ細かな規定を定められる。

デメリット 行政指導できるが、強制力に欠ける。

### 3 光害対策ガイドライン（環境省）



#### 光環境類型

#### 光度

#### 照度

#### 輝度

照度 状況	光環境 類型	地域対象 イメージ	主な光源の種類	配慮すべき影響	指定された方向への 最大光度値 (P.24)		昼間照度制限値 (P.24)		照度面の平均輝度の最大許容値 (P.26)		上方光量比 の最大許容値 (P.27)	目標設定例
					減灯時間前	減灯時間後	減灯時間前	減灯時間後	建物ファサード	看板		
↑ ↓	E1	里山 ・自然公園 ・自然環境の保全 など	道路照明灯 防犯灯	動物への影響 植物への影響 夜間の明るさへの影響	3,500 cd	0 cd	2 lx	0 lx	(減灯時間前) <0.1 cd/m <sup>2</sup> (減灯時間後) 0 cd/m <sup>2</sup>	(減灯時間前) 50 cd/m <sup>2</sup> (減灯時間後) 0 cd/m <sup>2</sup>	0.0%	・自然環境、動植物への影響に配慮した 屋外照明の設置 ・夜間の保護
	E2	集落 ・自然環境の保全 など	道路照明灯 防犯灯 街路灯	居住者への影響 歩行者への影響 動物への影響 夜間の明るさへの影響	7,500 cd	500 cd	3 lx	1 lx	5 cd/m <sup>2</sup>	400 cd/m <sup>2</sup>	2.5%	・自然環境、動植物への影響に配慮した 屋外照明の設置 ・居住者への影響の 防止 ・夜間の保護
	E3	住宅街 ・都市の景観 など	道路照明灯 防犯灯 出店灯 屋外広告物照明 屋外設置物照明 屋外看板照明 屋外看板の照明	居住者への影響 歩行者への影響 夜間の明るさへの影響	10,000 cd	1,000 cd	10 lx	2 lx	10 cd/m <sup>2</sup>	800 cd/m <sup>2</sup>	3.0%	・居住者への影響の 防止と夜間騒音の 防止 ・夜間の明るさへの 配慮
	E4	繁華街 ・都市の景観 ・ランドマーク など	道路照明灯 防犯灯 屋外広告物照明 屋外設置物照明 屋外看板照明 屋外看板の照明	歩行者への影響 夜間の明るさへの影響	25,000 cd	2,500 cd	25 lx	5 lx	25 cd/m <sup>2</sup>	1,000 cd/m <sup>2</sup>	15%	・都市景観のデザイン 性の向上 ・広告物、設置物にお ける照明の使用の 適正化 ・夜間の明るさへの 配慮

## 4 他行政の規定（輝度）

千代田区DSGL	夜間800cd/m <sup>2</sup> 、深夜（終電～日の出）消灯
さいたま市DSGL	商業・工業1,000cd/m <sup>2</sup> 、住地800cd/m <sup>2</sup> 、田園400cd/m <sup>2</sup>
鎌倉市DSGL	工業、商業1,000cd/m <sup>2</sup> 、沿道800cd/m <sup>2</sup>
名古屋市DSGL	昼3,000cd/m <sup>2</sup> 、夜（住居）800cd/m <sup>2</sup> 、（商工業）1,000cd/m <sup>2</sup>
枚方市DSGL	800cd/m <sup>2</sup> (DSGL : デジタルサイネージガイドライン)

他市においては、デジタルサイネージの輝度について規定がされている。この状況を踏まえ基準を検討する。

## 5 調査計画

### (1) タイムスケジュール

- 16 : 00 集合 つくば市役所会議室
- 16 : 10 輝度、光度、距離に応じた照度値の測定
- 16 : 40 公用車 出発（16 : 30～40 日没）
- 17 : 00 豊里ゆかりの森（光環境類型E1）→PRIVE茨城店（デジタルサイネージ）→  
BeeCLUB猫店（デジタルサイネージ）→AccessMoon（デジタルサイネージ）→  
研究学園駅前公園（光環境類型E2）→研究学園駅北口ロータリー（光環境類型E4）→  
つくば市役所（光環境類型E3 グレア確認）
- 19 : 00 調査完了

## 5 調査計画

### (2) 調査方法

#### A. 会議室にて照度確認

窓のない会議室にて光源は60型ディスプレイ(約1m<sup>2</sup>)

光源の輝度、光源からの距離に応じた照度値を測定

#### B. 光環境類型と眩しさ確認

周囲の輝度・照度を確認

iPhoneディスプレイを使用し、明るさ設定最小～最大の輝度を確認

光環境によって、眩しさの感じ方を感覚の尺度で測定（研究室5名、市職員2名）

- ・ 耐えられない – NG
- ・ 邪魔になる – NG
- ・ **許容できる限界 – この輝度を基準とする**
- ・ あまり気にならない – 問題なし

#### C. 既設デジタルサイネージの確認

デジタルサイネージの輝度とその周囲の輝度（光環境類型）を調査する。

上記B.と同じく、眩しさの感じ方を感覚の尺度で測定する。

## 6-1 調査結果

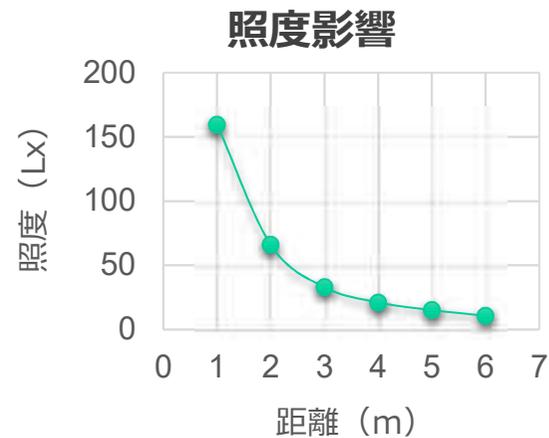
### (1) 1 m<sup>2</sup>の面光源による照度の影響

#### A. 液晶テレビ ディスプレイ

輝度 : 300 cd/m<sup>2</sup> (表示面積 1 m<sup>2</sup>とし光度 300 cd)

#### B. 照度影響

距離 1 m :	160 Lx
距離 2 m :	66 Lx
距離 3 m :	33 Lx
距離 4 m :	21 Lx
距離 5 m :	15 Lx
距離 6 m :	11 Lx



輝度測定↑

照度測定↓



#### 考察

- ・点光源の照度は「距離の逆2乗則」に依るが、面光源の場合は照度の低減が緩和され、影響が長く残る。
- ・光環境分類E3（住宅街）における照度上限 10 Lxを超えており、**輝度 300 cd/m<sup>2</sup>（光度 300 cd）の影響が基準よりも大きいと感じられた。**

## 6-2 調査結果

### (2) 光環境類型と眩しさ確認

iPhoneディスプレイ輝度 画面明るさ設定

最小	: 1.8 cd/m <sup>2</sup>
中	: 54 cd/m <sup>2</sup>
最大	: 500 cd/m <sup>2</sup>

#### A. 光環境類型 E1 (里山) 豊里ゆかりの森

周囲輝度 : 0 cd/m<sup>2</sup> (測定不能)

周囲照度 : 0.1 Lx

許容できる限界 : 10 cd/m<sup>2</sup> (全員許容)

25 cd/m<sup>2</sup> (過半数許容)

#### 測定結果より考察

- ・ 光害ガイドラインによる輝度の許容値 **50 cd/m<sup>2</sup>**より**厳しい結果**となった。



↑使用機器

照度測定↓



## 6-3 調査結果

### (2) 光環境類型と眩しさ確認

#### B. 光環境類型 E2 (集落) 研究学園駅前公園

周囲輝度 :  $0.2 \text{ cd/m}^2$

周囲照度 :  $3.5 \text{ Lx}$

許容できる限界 :  $100 \text{ cd/m}^2$  (全員許容)

$150 \text{ cd/m}^2$  (過半数許容)



↑ 測定状況 ↓



#### 測定結果より考察

- ・ 光害ガイドラインによる輝度の許容値  $400 \text{ cd/m}^2$ より厳しい結果となった。

## 6-4 調査結果

### (2) 光環境類型と眩しさ確認

#### C. 光環境類型 E3 (住宅街) つくば市役所

周囲輝度 :  $1.1 \text{ cd/m}^2$

周囲照度 :  $33.3 \text{ Lx}$

許容できる限界 :  $130 \text{ cd/m}^2$  (全員許容)

$230 \text{ cd/m}^2$  (過半数許容)



↑ 測定状況 ↓



#### 測定結果より考察

- ・光害ガイドラインによる輝度の許容値  $800 \text{ cd/m}^2$ より厳しい結果となった。



## 6-5 調査結果

### (2) 光環境類型と眩しさ確認

#### D. 光環境類型 **E4 (繁華街) 研究学園駅北口居酒屋前**

周囲輝度 : 28.1 cd/m<sup>2</sup>

周囲照度 : 223 Lx

許容できる限界 : **850 cd/m<sup>2</sup> (全員許容)**

**1,200 cd/m<sup>2</sup> (過半数許容)**

(iPhoneでは輝度不十分であったため、店舗内照広告を測定)



↑輝度測定

↓周囲状況



#### 測定結果より考察

- ・ 光害ガイドラインによる輝度の許容値 **1,000 cd/m<sup>2</sup>**より少し厳しい結果となった。
- ・ 周辺照度が明るく223 Lxあり、最大鉛直面照度値 25 Lxを大きく上回っていることが、輝度の許容できる限界を引き上げた要因と考えられる。

## 6-6 調査結果

### (2) 光環境類型と眩しさ確認

#### E. 光環境類型と眩しさ **まとめ**

類型	測定箇所	周囲照度	基準値	全員許容	半数許容	(単位)
E1 里山	ゆかりの森	0.1 Lx	50	10	25	cd/m <sup>2</sup>
E2 集落	駅前公園	3.5 Lx	400	100	150	cd/m <sup>2</sup>
E3 住宅街	市役所	33.3 Lx	800	130	230	cd/m <sup>2</sup>
E4 繁華街	駅前居酒屋	223 Lx	1,000	850	1200	cd/m <sup>2</sup>

#### 考察

- ・ 7人全員が許容した輝度では、光害ガイドラインより厳しい数値となった。
- ・ この測定結果を基に、基準を策定する方向で進む。

## 6-7 調査結果

### (3) 既設デジタルサイネージ輝度の確認



#### A. SKYWORLD TSUKUBA (つくば市遠東) ↑ 輝度測定 照度測定 ↗

周囲輝度 : 7.2 cd/m<sup>2</sup>

周囲への影響→

周囲照度 : 15 ~ 63 Lx (表示の影響を受ける)

周辺環境 : 県道24号線沿い、**光環境類型E2 (集落) 相当**

所見 : すべての画面でかなりの眩しさを感じ、**不快**であった。

特に、1,906cd/m<sup>2</sup>の画面では、全員が目を細める程であった。

表示が視線の高さにあり、板面が大きいため、**圧を感じた**。

静止画のため、誘目性は低い。

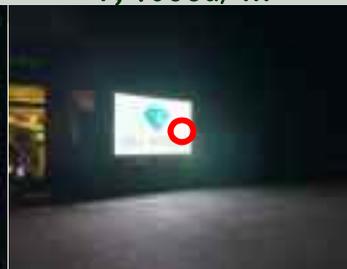


1,285cd/m<sup>2</sup>

841cd/m<sup>2</sup>

1,906cd/m<sup>2</sup>

0.4cd/m<sup>2</sup>



○ … 測定点

## 6-8 調査結果

### (3) 既設デジタルサイネージ輝度の確認

#### B. Bee+ CLUB猫店 (つくば市研究学園)

周囲輝度 : 0.7 cd/m<sup>2</sup>

周囲照度 : 12.2 Lx

周囲環境 : 新都市中央通り線沿い、**光環境類型E3 (住宅街) 相当**

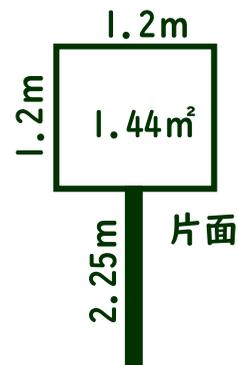
所見 : すべての画面でかなりの眩しさを感じ、**不快**であった。

表示面が小さく、視線軸より高い位置にあるため圧は減るが、眩しさは変わらない。

動画が含まれていたが、動きが緩やかで誘目性は低い。



↑ 周囲への影響



○ … 測定点



## 6-9 調査結果

### (3) 既設デジタルサイネージ輝度の確認

#### C. AccessMoon研究学園店 (つくば市研究学園)

周囲輝度 : 2.3 cd/m<sup>2</sup>

周囲照度 : 13.2 ~ 16.5 Lx

周囲環境 : 新都市中央通り線沿い、光環境類型E3 (住宅街) 相当

所見 : 輝度が低く、不快ではない。ピンク基調で派手であり、信号機の邪魔になる可能性あり。

表示面が小さく、視線軸より高い位置にあるため圧が少ない。

動画が含まれていたが、動きが緩やかで誘目性は低い。高さは4mであったが、程よく感じられる。



↑ 周囲状況



○ … 測定点



## 6-10 調査結果

### (3) 既設デジタルサイネージ輝度の確認

#### D. 既設デジタルサイネージ輝度 **まとめ**

類型	測定箇所	周囲照度	面積	高さ	基準値	最大輝度	輝度 (単位)	印象判定
E2 集落	SKYWORLD	15~63 Lx	3.84㎡	2.70m	400	1,906	cd/㎡	× 特に不快
E3 住宅街	Bee <sup>+</sup> CLUB	12.2 Lx	1.44㎡	3.45m	800	1,743	cd/㎡	× 不快
E3 住宅街	AccessMoon	13.2~16.5 Lx	2.56㎡	4.00m	800	325	cd/㎡	○ 許容できる

#### 考察

- ・ 光環境類型E3（住宅街）において、表示面の輝度が100~300cd/㎡であれば、不快には感じない。
- ・ 表示面が3㎡を超えると、大きく感じる。
- ・ 視線軸より高い位置にあると、近傍の人から見れば距離が生まれ影響が減るが、遠くまで影響が及ぶ。
- ・ 静止画の切り替わりであれば、誘目性は弱い。

## 7 調査結果からの考察

- ・ 表示面積は3 m<sup>2</sup>を超えると、圧を感じる。
- ・ 高さは4 m以下が程よい。
- ・ 信号機の表示と誤認する可能性があるため、交差点付近の設置を避けたほうがよい。
- ・ 表示面の彩度について、あまりに派手とならないように規制したほうがよい。
- ・ 日没後から日の出前に表示する場合は、発光面の平均輝度を次のとおり配慮したほうがよい。

光環境類型	地域対象イメージ	発光面の平均輝度
E1 里山	自然公園、自然景観地域、田園、里地 など	10 cd/m <sup>2</sup>
E2 集落	郊外、田園・山間地域の集落、町、村 など	100 cd/m <sup>2</sup>
E3 住宅街	都市の周辺、都市周辺住宅地、市街地（工業地域）など	200 cd/m <sup>2</sup>
E4 繁華街	都市中心部、繁華街、商店街、オフィス街 など	800 cd/m <sup>2</sup>

- ・ 静止画の切り替わりはゆるやかにしたほうがよい。
- ・ 動画を使用する場合も、動きをゆるやかにしたほうがよい。
- ・ 画面のみでなく、音もある場合は、誘目性が心配される。